

神奈川県国民健康保険運営方針

(平成30年度～平成32年度)

平成29年9月

神奈川県

目 次

1 基本的な事項

- (1) 策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 策定年月日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (3) 策定のプロセス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (4) 本方針の対象期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

2 国保医療費及び財政の見通し

- (1) 国保医療費の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 国保医療費の将来見通し・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (3) 国保財政等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- (4) 国保財政の将来見通し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- (5) 財政収支の改善に係る考え方・・・・・・・・・・・・・・ 14
- (6) 財政安定化基金の運用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

3 保険料（税）の標準的な算定方法等について

- (1) 保険料（税）賦課の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- (2) 納付金算定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- (3) 標準的な保険料（税）算定方法・・・・・・・・・・・・・・ 20
- (4) 統一保険料に対する考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

4 保険料（税）の徴収の適正な実施について

- (1) 保険料（税）徴収の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- (2) 収納率目標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- (3) 収納率向上に向けた取組の推進・・・・・・・・・・・・・・ 25

5 保険給付の適正な実施について

- (1) 保険給付の適正化の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- (2) 保険給付の適正化に向けた取組の推進・・・・・・・・・・ 28

6 医療費適正化に関する取組

- (1) 医療費適正化の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- (2) 医療費適正化に向けた取組の推進・・・・・・・・・・・・ 33

7 国保事務の広域的及び効率的な運営の推進

- (1) 市町村事務処理標準の設定・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- (2) 共同事務処理の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

8 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携

9 県・市町村・国保連間の連絡調整

10 市町村別統計資料

1 基本的な事項

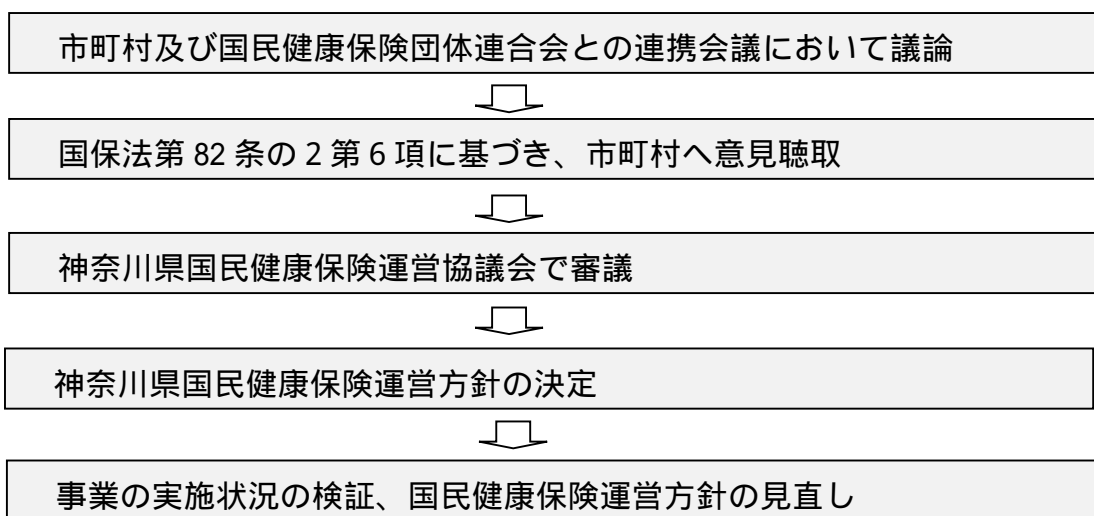
(1) 策定の目的

「神奈川県国民健康保険運営方針」（以下「本方針」という。）は、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）（以下「国保法」という。）第 82 条の 2 に基づき、県が県内市町村とともに行う国民健康保険（以下「国保」という。）の安定的な財政運営並びに県内市町村の国保事業の広域的及び効率的な運営の推進を確保するために策定する県内国保の運営に関する方針である。

(2) 策定年月日

平成 29 年 9 月 8 日

(3) 策定のプロセス



(4) 本方針の対象期間

本方針の対象期間は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 3 年間とする。ただし、対象期間中であっても、必要に応じて見直しを行うこととする。

2 国保医療費及び財政の見通し

(1) 国保医療費の状況

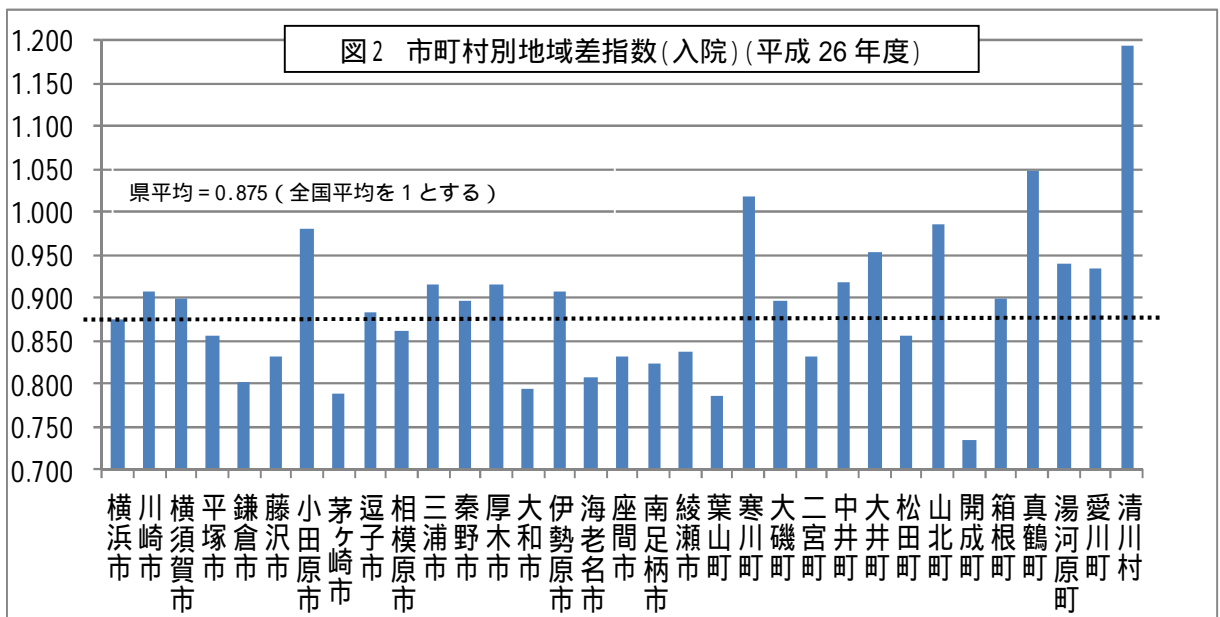
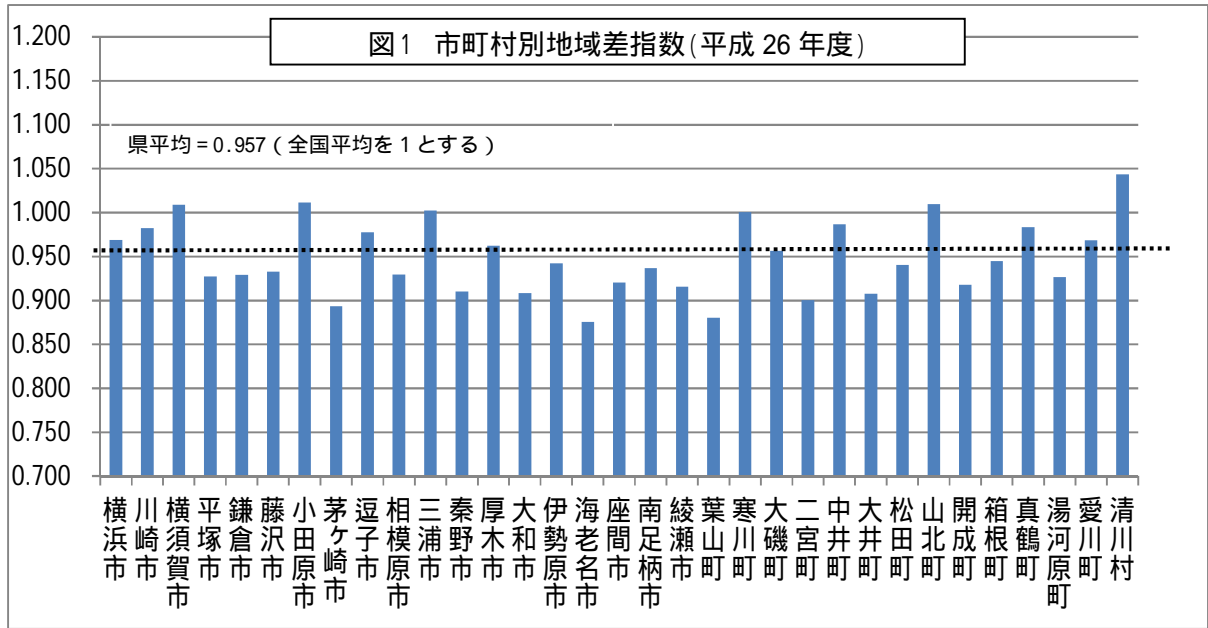
ア 地域差指数（p.40）

地域差指数は、地域の 1 人当たり医療費について、人口の年齢構成の相違による分を補正し、指数化（全国を 1）したものであるが、神奈川県内 33 市町村中 27 市町村は、地域差指数が 1 を下回っており、県内全体で見ても、全国と比べて医療費水準が低い。

診療種別で見ると、入院における地域差指数が低く、全体の地域差指数を押し下げている。

入院外 + 調剤の地域差指数は、県内 33 市町村中 21 市町村は 1 を下回っているが、県内全体で見ると、全国並みの医療費水準である。

歯科の地域差指数は、県内市町村の半数以上が 1 を上回っており、県内全体で見ても、全国と比べて、若干医療費水準が高い。



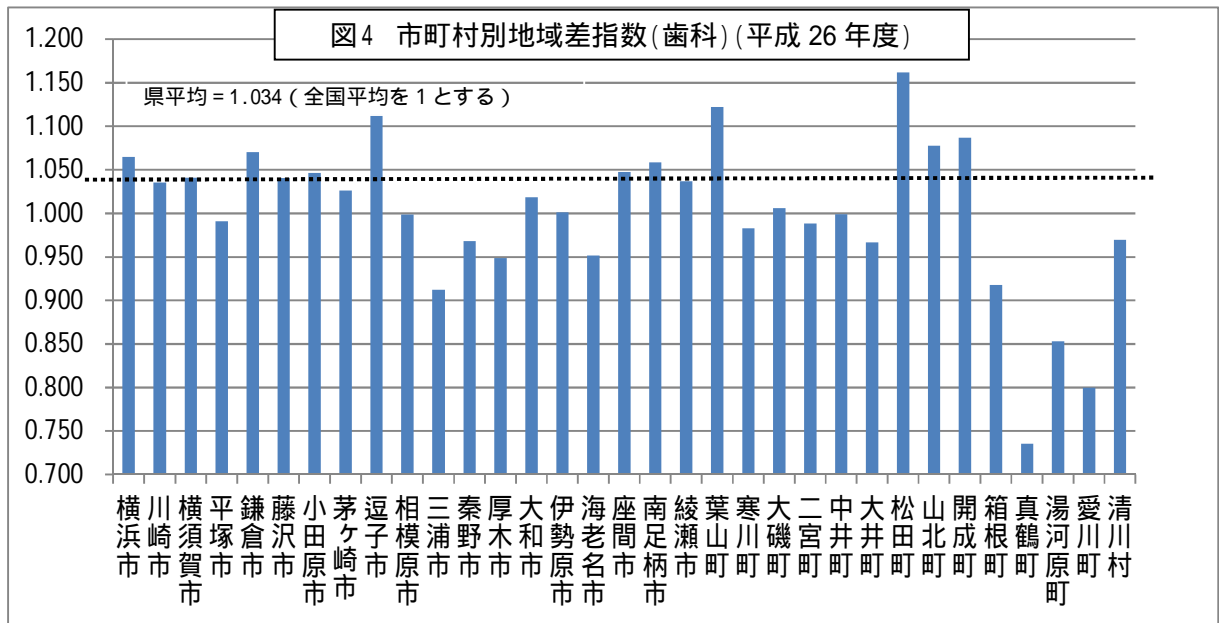
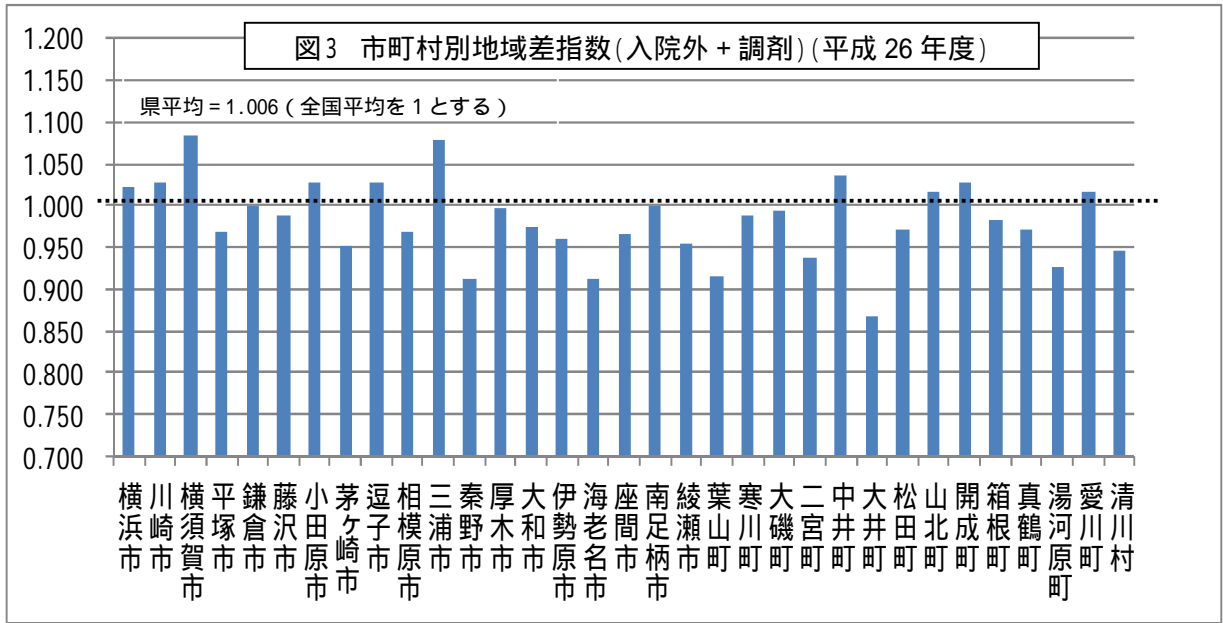


図 1 ~ 4 出典：厚生労働省「医療費の地域差分析」

イ 年齢階層別医療費 (p.41～42)

県内全体でみると、年齢階層別の1人当たり医療費については、20歳～24歳までは減少していき、25歳～29歳以降については、年齢階層が上がるごとに増加している。

全国及び各市町村でも、県内全体とほぼ同様の傾向を示しており、年齢と1人当たり医療費は相関している。

20歳～24歳の1人当たり医療費と70歳～74歳の1人当たり医療費は10倍程度の開きがあり、高齢者の医療費が国保全体の医療費を押し上げている。

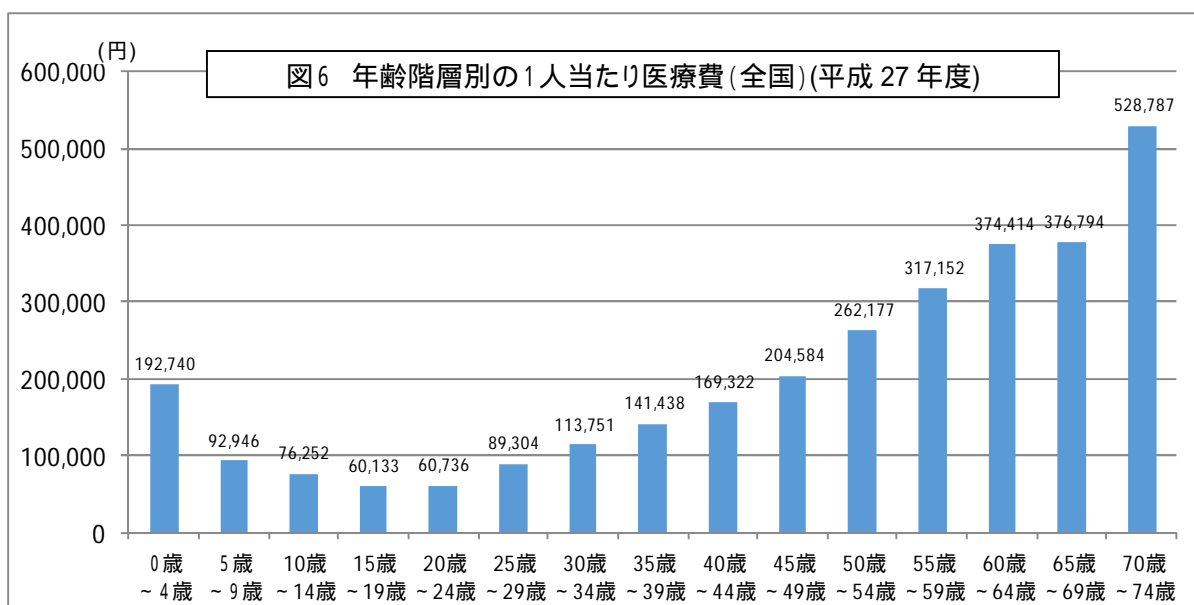
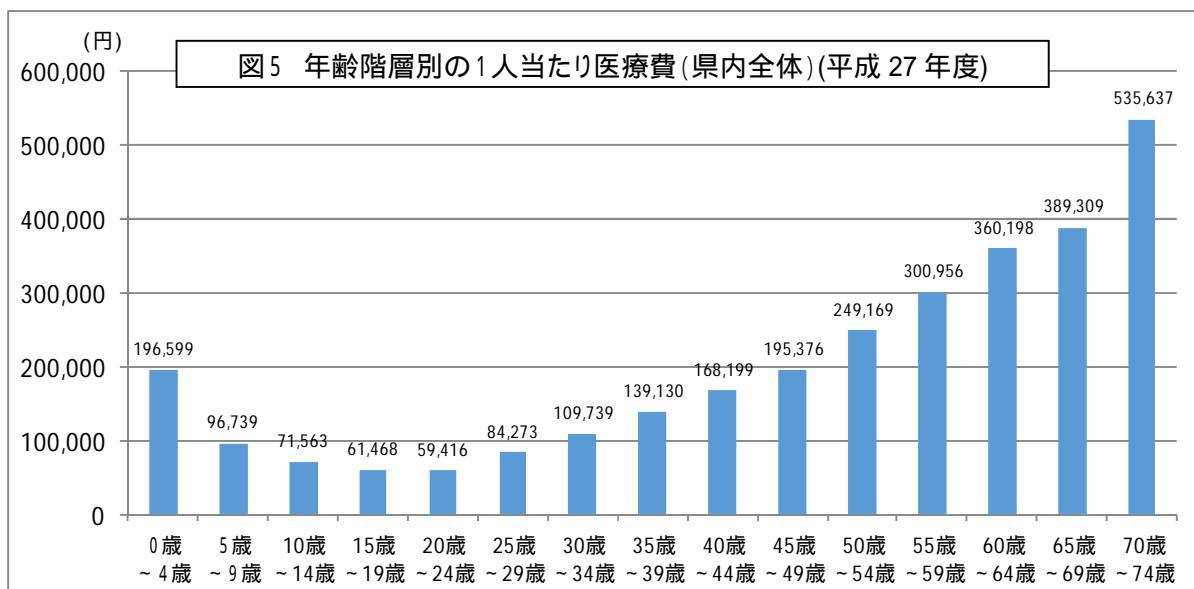


図5及び6 KDBデータを活用し、県で作成。歯科診療分、現金給付分、紙レセプト分は含まず。

ウ 疾病分類別医療費 (p.43～44)

県内上位 10 疾病と全国上位 10 疾病はすべて同一であるが、それぞれの疾病に係る医療費割合は異なる。

全国と比べて腎不全、その他の心疾患、虚血性心疾患などは高い割合となっているが、糖尿病、高血圧疾患、統合失調症等は低い割合となっている。

各市町村でも、概ね県内全体と同様の傾向を示しているが、県内上位 10 疾病とは異なる疾病が上位 10 疾病に入っているなど、各市町村により異なる部分もある。

表 1 疾病(県内上位 10 疾病)分類別医療費割合(県内全体・全国)(平成 27 年度)

県内全体		全 国	
疾病名	割合	疾病名	割合
腎不全	6.89%	腎不全	5.98%
糖尿病	5.19%	糖尿病	5.51%
高血圧性疾患	4.90%	統合失調症、統合失調型障害及び妄想型障害	5.27%
その他の悪性新生物	4.68%	高血圧性疾患	5.16%
その他の心疾患	4.48%	その他の悪性新生物	4.73%
統合失調症、統合失調型障害及び妄想型障害	4.14%	その他の心疾患	4.13%
その他の内分泌、栄養及び代謝障害	3.92%	その他の内分泌、栄養及び代謝障害	3.71%
その他の消化器系の疾患	3.34%	その他の消化器系の疾患	3.17%
虚血性心疾患	2.84%	虚血性心疾患	2.50%
その他の眼及び付属器の疾患	2.68%	その他の眼及び付属器の疾患	2.47%

KDB データを活用し、県で作成。歯科診療分、現金給付分、紙レセプト分は含まず。

エ 高額医療費 (p.45)

県内全体でみると、1人当たり高額医療費(80万円超)については、年々増加傾向にある。

各市町村でみると、町村は被保険者数が少ないことなどにより、市と比較すると、年度によりばらつきが大きい。

地域的にみると、横浜、横須賀三浦地域の1人当たり高額医療費(80万円)が全体的に高い傾向にある。

表2 1人当たり高額医療費(80万円超)の推移(県内全体)

H25	H26	H27
24,048 円	25,075 円	27,754 円

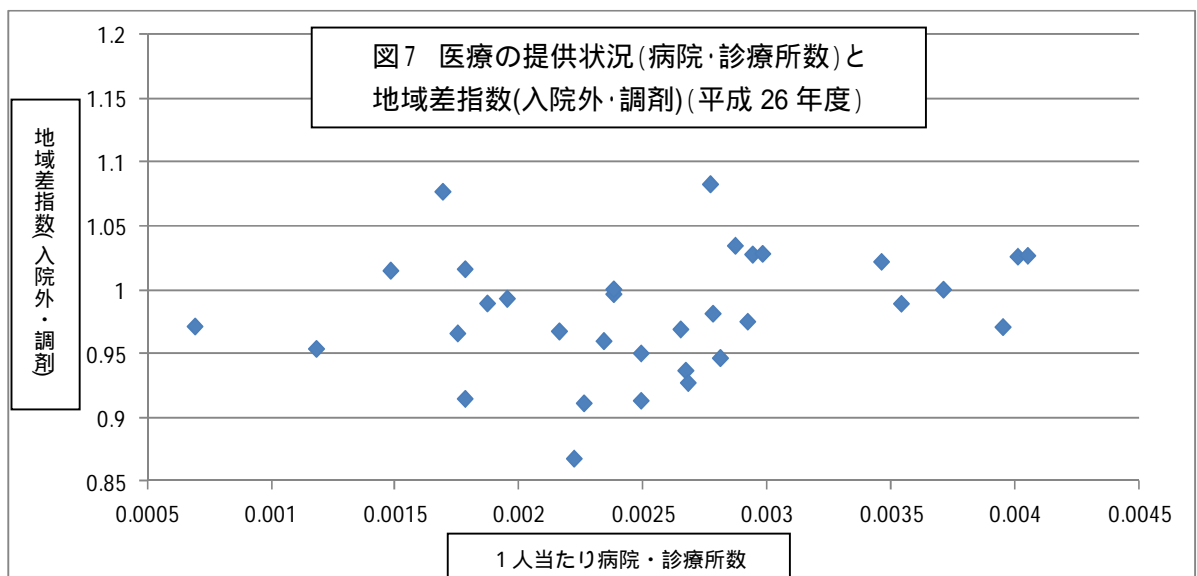
国保連からの提供データを活用し、県で作成。

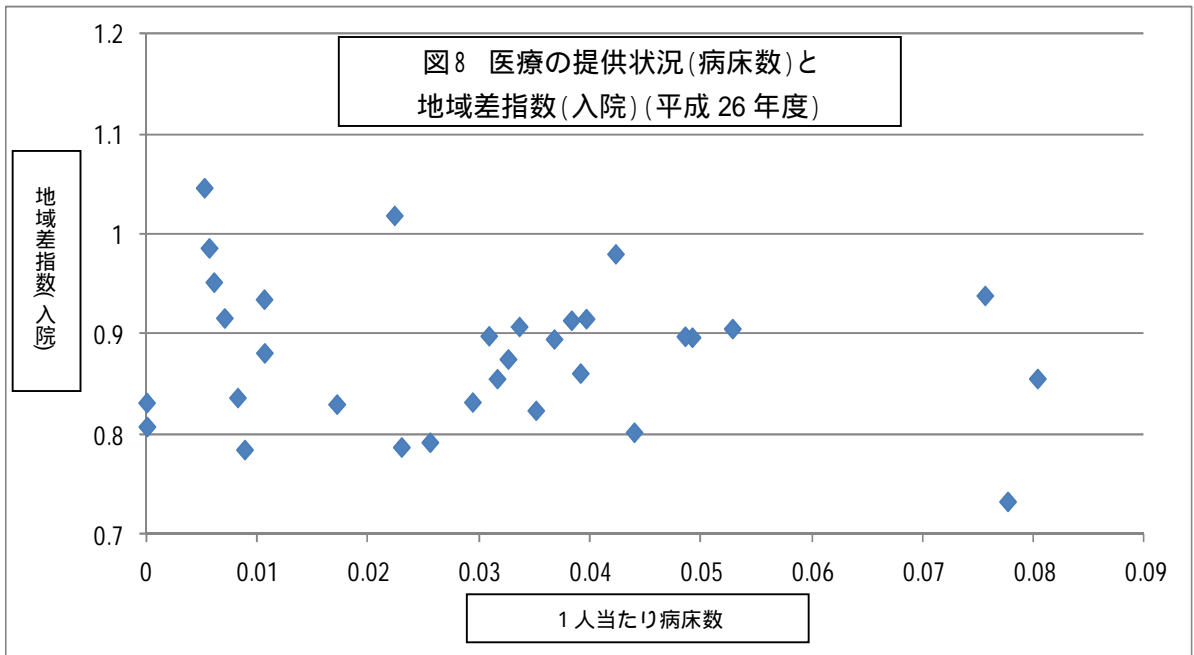
オ 医療の提供状況と地域差指数 (p.46~49)

病院・診療所数と地域差指数(入院外・調剤)の関係については、1人当たり病院・診療所数が比較的が多い市町村において、地域差指数(入院外・調剤)が高い例が見られるが、顕著に関係性が認められるとまではいえない。

また、病床数と地域差指数(入院)の関係についても、1人当たりの病床数が比較的少ない市町村において、地域差指数(入院)が低い例が見られるが、顕著に関係性が認められるとまではいえない。

歯科診療所数と地域差指数(歯科)の関係については、1人当たり歯科診療所数が比較的が多い市町村において、地域差指数(歯科)が高い例が多く認められる。





清川村の1人当たり病床数は他の市町村に比べて、非常に多いため、図8には掲載せず。
 (清川村：1人当たり病床数0.30431 地域差指数1.192)

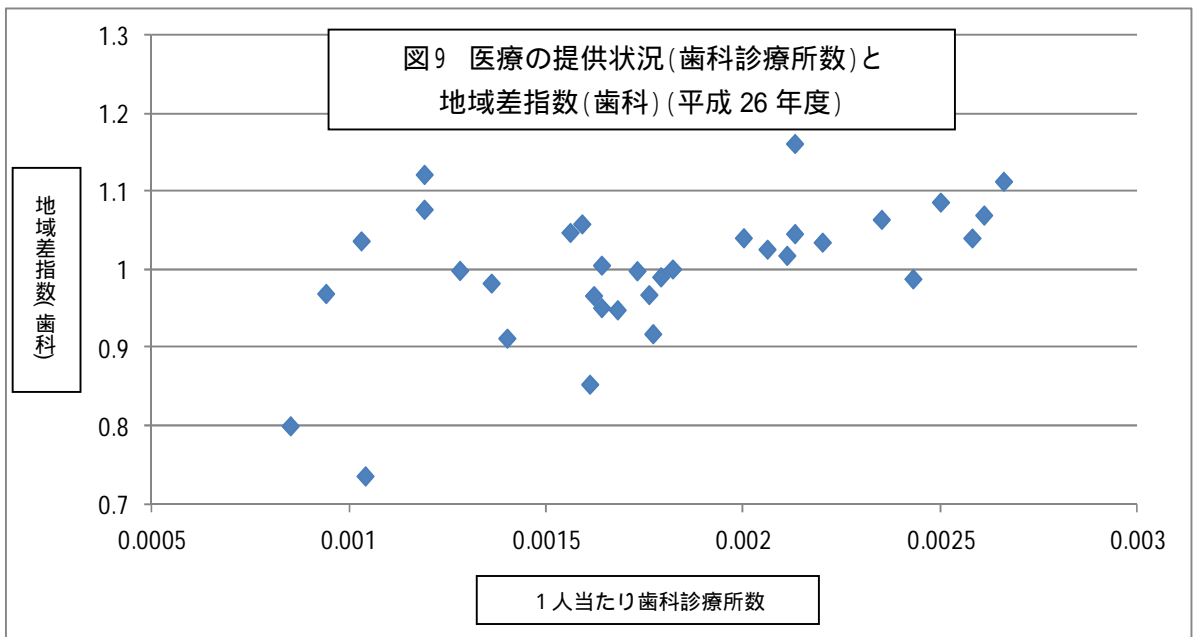


図7～9 厚生労働省「医療施設調査」のデータを活用し、県で作成。

(2) 国保医療費の将来見通し

今後の国保医療費について、1人当たり医療費の伸び率や将来人口統計等を活用し推計したところ、20年後の平成47年度には約1兆4,500億円に達し、平成27年度と比較すると約2.2倍に増加することが見込まれる。(表3)

1人当たり医療費の伸びは考慮せず推計した場合は、平成47年度の国保医療費は平成27年度とほぼ同額となっている。(表4)

人口構造の変化より1人当たり医療費の伸びの影響を大きく受けることがわかる。

今後人口全体は減少傾向にあるが、平成37年度以降は1人当たり医療費の高い高齢者の比率が高まる見通しである。

表3 国保医療費の将来見通し

<年齢階層別1人当たり医療費の伸び率及び将来推計人口を勘案して算出した場合>

年度	国保医療費	対平成27年度比率
平成27年度	654,748,052,886円	-
平成32年度	791,019,275,358円	120.81%
平成37年度	895,884,423,318円	136.83%
平成42年度	1,104,262,235,564円	168.65%
平成47年度	1,450,101,055,117円	221.47%

表4 国保医療費の将来見通し

<医療費の伸び率は考慮せず、将来推計人口のみを勘案して算出した場合>

年度	国保医療費	対平成27年度比率
平成27年度	654,748,052,886円	-
平成32年度	645,716,003,265円	98.62%
平成37年度	596,113,847,295円	91.04%
平成42年度	605,648,913,754円	92.50%
平成47年度	655,204,204,798円	100.07%

表3及び4

年齢階層別1人当たり医療費はKDBデータを活用。歯科診療分、現金給付分、紙レセプト分は含まず。

将来推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」のデータを使用。

表5 年齢階層別将来推計人口(県内全体)

	平成 27 年度	平成 32 年度	平成 37 年度	平成 42 年度	平成 47 年度
0～4 歳	371,413	325,022	295,916	284,950	275,662
5～9 歳	382,473	366,981	321,823	293,017	282,158
10～14 歳	394,819	381,409	366,384	321,366	292,621
15～19 歳	426,358	407,334	392,587	376,745	330,446
20～24 歳	477,679	469,702	446,145	429,197	410,986
25～29 歳	510,047	490,094	479,982	456,421	439,312
30～34 歳	571,944	515,300	495,687	485,492	461,580
35～39 歳	651,283	569,517	514,049	494,590	484,516
40～44 歳	781,571	646,848	566,551	511,471	492,176
45～49 歳	722,808	774,265	641,588	562,084	507,501
50～54 歳	610,347	712,592	764,300	633,601	555,274
55～59 歳	504,417	596,975	697,966	749,116	621,323
60～64 歳	539,734	488,008	578,785	677,279	727,563
65～69 歳	644,204	518,303	470,073	557,949	653,615
70～74 歳	543,170	610,610	492,487	447,540	531,678
合計	8,132,267	7,872,960	7,524,323	7,280,818	7,066,411

出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

< 国保医療費の推計方法 >

平成 27 年度の国保医療費
= K D B データの数値を使用。

平成 32 年度の国保医療費
= (平成 27 年度の年齢階層別被保険者数 × 年齢階層別人口変動率¹) ×
(平成 27 年度の年齢階層別 1 人当たり医療費 × 年齢階層別 1 人当たり
医療費変動率² × 5)

平成 37 年度以降の国保医療費
= 平成 32 年度の国保医療費の計算に準じる。

医療費の伸び率を考慮しない推計については、年齢階層別 1 人当たり医療費
変動率を 100% で計算。

- 1 将来推計人口を基に、平成 27 年度から平成 32 年度の年齢階層別人口変動率を算出。

$$\text{人口変動率} = \text{平成 32 年度の人口見込} / \text{平成 27 年度の人口見込}$$

- 2 平成 25 年度から平成 27 年度の年齢階層別 1 人当たり医療費変動率の
3 年間平均を算出。

$$\text{医療費変動率} = \text{平成 AA+1 年度 1 人当たり医療費} / \text{平成 AA 年度 1 人当たり医療費}$$

(推計額の算出イメージ)

年齢 階層	H27 被保数	人口 変動率	H32 被保数	H27 1 人医療費	医療費 変動率	H32 1 人医療費	H32 総医療費
0 ~ 4 歳	47,468	87.51%	41,539	196,599	101.44%	211,167	8,771,747,559
70 ~ 74 歳	417,337	112.42%	469,170	535,637	104.59%	670,380	314,522,598,292
						計	791,019,275,358

(3) 国保財政等の状況

ア 年齢階層別被保険者数割合 (p.50～51)

全体的な傾向としては、市部と町村部を比較すると、市部の方が高齢者の割合が低く、町村部の方が高い傾向がある。

全国と比較すると、0歳から14歳の割合がやや低く(県7.0%、国7.4%)、15歳から64歳の割合がやや高い(県54.2%、国53.7%)が、65歳～74歳の割合は、全国と同様に約4割(県38.8%、国38.9%)を占めており、高齢者の割合が高いという国保の特徴を示している。

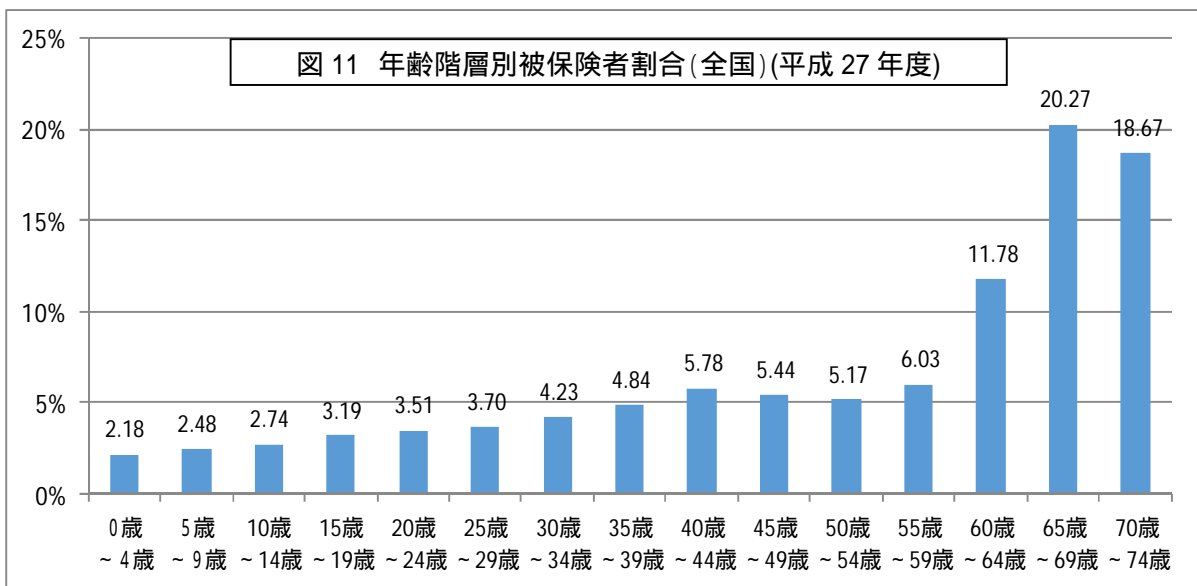
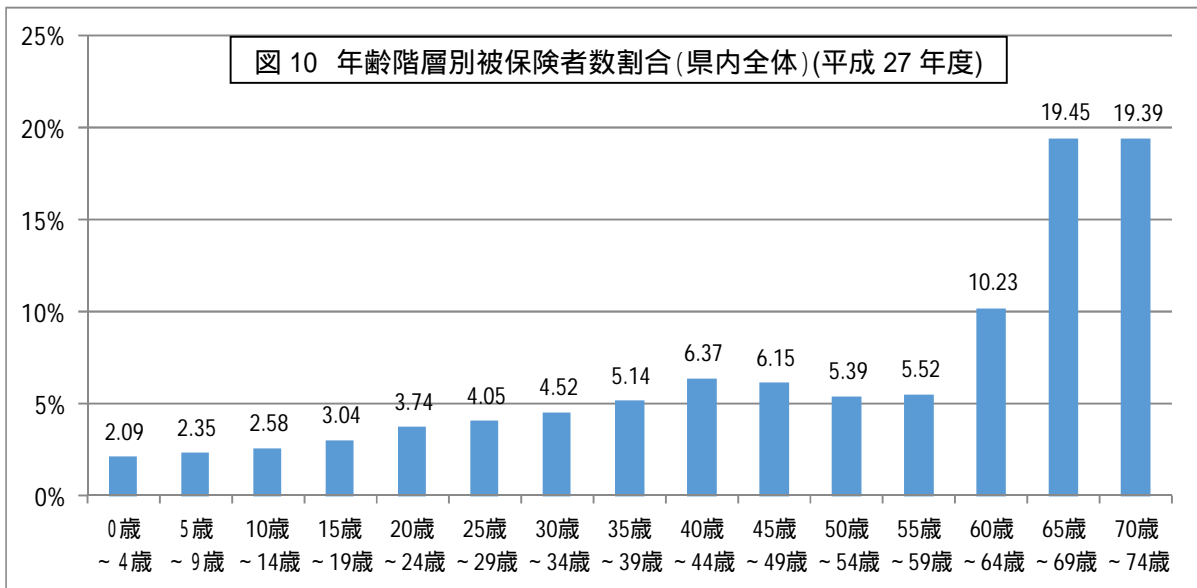


図 10 及び 11 出典：厚生労働省「国民健康保険実態調査」

イ 基準総所得金額 (p.52)

全体的な傾向としては、市部と町村部を比較すると、市部の方が1人当たり基準総所得金額は高い傾向にあり、町村部の方が低い傾向にある。

県内全体でみると、平成25年度から平成26年度にかけては、1人当たり基準総所得金額は増加しているが、平成26年度から平成27年度にかけては減少している。

神奈川県は、東京都に次いで2番目に高く、全国と比較すると高い水準となっている。

表6 1人当たり基準総所得金額の推移(県内全体)

H25	H26	H27
868,474 円	896,336 円	886,458 円

出典：神奈川県「国民健康保険事業状況」

ウ 財政収支 (p.53)

平成27年度でみると、すべての市町村において差引収支はプラスとなっており、繰上充用を行った市町村は1つもない。

ただし、法定外繰入を除いた差引収支では県内20の市町村がマイナスとなっており、県内全体では約155億円の不足となり、厳しい財政状況である。

表7 財政収支の状況(県内全体)(平成27年度)

歳入	歳出	差引収支	法定外繰入を除いた差引収支
約1兆693億円	約1兆412億円	約281億円	約155億円

出典：神奈川県「国民健康保険事業状況」

エ 法定外繰入金額 (p.54)

平成27年度でみると、法定外繰入を行っていないのは2市町村のみであり、多くの市町村で法定外繰入を行っている。

県内全体でみると、平成25年度から平成26年度にかけては、1人当たり法定外繰入金額は減少しているが、平成26年度から平成27年度にかけては増加している。

神奈川県は1人当たり法定外繰入金額は全国と比べても高い水準となっているが、他都道府県に比べて普通調整交付金の交付額が少ないことが、法定外繰入が多い要因の1つとして考えられる。

表8 1人当たり法定外繰入金額の推移(県内全体・全国)

	H25	H26	H27
神奈川県	19,423 円	18,077 円	19,417 円
全 国	11,274 円	11,213 円	-

厚生労働省「国民健康保険事業年報」のデータを活用し、県で作成。

(4) 国保財政の将来見通し

平成 27 年度における神奈川県全体の国保財政の状況は、歳入総額が約 1 兆 693 億円、歳出総額が約 1 兆 412 億円、差引収支は約 281 億円の黒字となっており、市町村別で見ても、差引収支が赤字の市町村は 1 つもない状況である。

しかしながら、法定外繰入を除いた差引収支では 155 億円の赤字であり、法定外繰入に頼らざるを得ないような厳しい財政状況である。

今後における国保財政については、1 人当たり医療費が毎年度上昇している中、引き続き厳しい状況が続くことが想定される。

特に平成 37 年度以降は、被保険者の高齢者比率が高まることにより、1 人当たり医療費がさらに上昇することも想定される。

国保については、年齢構成が高く医療費水準が高い、所得水準が低いという構造的な課題を抱えており、他の医療保険者と比べて保険料負担率も高い状況にある。

今後においても、国保制度を持続していくためには、1 人当たり医療費の伸びを抑制することが必要であり、被保険者の健康づくり等医療費適正化の取組がますます重要になると考える。

(5) 財政収支の改善に係る考え方

ア 赤字の定義

収支については、収支差引額、単年度収支差引額、精算後単年度収支差引額などがあり、赤字を判断する基準については、法定外繰入金額を含むもの、含まないものなどがあるが、赤字の一般的な意味は、「支出が収入より多いこと」であるため、当該年度の国保特別会計における歳入決算額から歳出決算額を単純に差し引いた収支差引額がマイナスの場合を赤字と定義する。
よって、繰上充用を行った場合、「赤字が生じた」ことになる。

イ 赤字が生じた場合

前年度において赤字が生じた市町村は要因を分析した上で、赤字解消に向けた計画書を作成し、県に提出する。
生じた赤字は速やかに解消する。

ウ 法定外繰入金

決算補填等を目的とした法定外繰入金は、本来国保の被保険者の保険料から賄うべき費用を広く住民全体から徴収しているものであり、削減すべき費用である。
ただし、法定外繰入金の解消・削減は、国保被保険者に係る保険料負担上昇に直接結びつくことから、解消・削減にあたっては、計画的、段階的に行うべきである。
なお、次の目的で行う法定外繰入は削減すべき対象から除外する。

【削減対象外の法定外繰入】

- 保険料及び一部負担金の減免額に充てるため
- 地方単独事業の医療給付費波及増等に充てるため
- 保健事業費に充てるため
- 直営診療施設に充てるため
- 基金積立に充てるため
- 返済金に充てるため

エ 決算補填等を目的とした法定外繰入を行っている場合の対応

市町村は、決算補填等を目的とした法定外繰入を行わなければならない要因を分析し、真に解消することができないのか、あるいはどこまで削減が可能なのか検討する。

検討した結果を基に、改善策を講じ、解消・削減に向けた取組を進める。

なお、分析を行う際には特に次の観点から検討する。

どのような考え方により、法定外繰入額を設定しているかについて、明確に整理する必要があること。

市町村における財政状況を改善させるため、平成 30 年度に全国で公費が 1,700 億円拡充されること。

納付金のしくみの導入により、現行より負担が軽減される市町村があること。

他市町村に比べて保険料水準が低いにも関わらず、法定外繰入を多く行っている市町村は特に検討が必要であること。

オ 決算補填等を目的とした法定外繰入に係る削減目標について

今回の対象期間（平成 30 年度～平成 32 年度）においては、削減目標を数値としては定めないが、各市町村において、エの分析・検討を行った上で、計画的、段階的に削減を行う。

なお、今後、削減目標を数値で定めるかについては、国保運営方針策定後の各市町村における決算補填等を目的とした法定外繰入金金の削減状況や国保財政の状況等を踏まえ、県及び県内全市町村で検討を行う。

(6) 財政安定化基金の運用

ア 交付基準

保険料収納額が保険料必要額に不足することに特別な事情があると認められる場合に、財政安定化基金から資金を交付する。

特別な事情とは、予算編成時に見込めなかった事情により、広く管内の被保険者の生活等に影響を与え、収納率が大幅に低下するなど保険料収納額が大きく低下した場合とする。

ただし、財政安定化基金から交付を行うのは、真にやむを得ないと認められる特別な事情がある場合のみであり、収納不足時には、財政安定化基金から貸付を行うことが原則となる。

特別な事情の例示は次のとおりであるが、特別な事情に該当するかについては、収納額不足との因果関係なども考慮した上で、県において総合的に判断し、決定する。

【特別な事情の例示】

次の原因により、収納率が大幅に低下したことを要件とする。

- ・ 多数の被保険者の生活に影響を与える災害（台風、洪水、噴火など）が発生した場合
- ・ 地域企業の破綻や主要産物の価格が大幅に下落するなど地域の産業に特別な事情が生じた場合
- ・ その他、上記に類するような大きな影響が多数の被保険者に生じた場合

イ 交付額割合

国保法第 81 条の 2 の規定により、交付額は収納不足額の 2 分の 1 以内とされているが、上記の特別な事情に該当すると判断された場合は、収納不足額の 2 分の 1 を交付することとする。

ウ 財政安定化基金から交付を行った場合の補填（市町村分）ルールについて

国保法第 81 条の 2 の規定により、交付を行った場合は、国、県、市町村で 3 分の 1 ずつ補填することとされているが、市町村の補填分については、交付を受けた市町村が補填することとする。

エ 財政安定化基金特例基金（激変緩和用）の活用方法

各年度間における各市町村の保険料水準の変化を少なくするため、次のとおり、特例基金を段階的に活用することとする。

財政安定化基金特例基金（激変緩和用）の総額を次の比率で振り分ける。

H30	H31	H32	H33	H34	H35
6	5	4	3	2	1

3 保険料（税）の標準的な算定方法等について

(1) 保険料（税）賦課の状況

ア 徴収方式及び算定方式（p.55）

徴収方式については、保険料を採用している市町村が14、保険税を採用している市町村が19となっている。

算定方式については、医療分、後期分、介護分ともに、3方式を採用している市町村が過半を占めており、県内における主流の算定方式といえることができる。

3方式に次いで多いのは4方式を採用している市町村であり、特徴としては、1市を除いてはすべて町である。

医療分について、2方式を採用しているのは、被保険者規模が大きく、世帯人数が少ない政令指定都市の2市のみである。

平成21年度には、医療分、後期分、介護分ともに、4方式を採用している市町村が一番多かったことから、4方式から3方式へ移行が進んでいるといえる。

表9 各市町村における算定方式の採用状況(平成27年度)

	2方式	3方式	4方式
医療分	2市町村	21市町村	10市町村
後期分	4市町村	21市町村	8市町村
介護分	4市町村	21市町村	8市町村

出典：神奈川県「国民健康保険事業状況」

イ 賦課割合（p.56～58）

各市町村は、それぞれ管内の所得、世帯、資産の状況等を総合的に勘案し、賦課割合を決定しているが、神奈川県では全国と比べ所得水準が高い市町村が多いことから、県内全体でみると応益割に比べて、応能割の割合が高い傾向にある。

また、応益割の中の均等割と平等割の割合について県内全体でみると、国が定める標準賦課割合（均等割7：平等割3）に比べ、均等割の占める割合は低く、平等割の占める割合が高い傾向にある。

表10 各市町村における全体に占める応能割の割合(医療分)(平成27年度)

65%超	60%～65%	55%～60%	50%～55%	50%未満
4市町村	5市町村	14市町村	10市町村	1市町村

表11 各市町村における応益割に占める均等割の割合(医療分)(平成27年度)

70%超	60%～70%	50%～60%	50%未満
4市町村	20市町村	5市町村	2市町村

表10及び11 出典：神奈川県「国民健康保険事業状況」

ウ 賦課限度額

平成 28 年度においては、県内全市町村が、国が定める賦課限度額の上限と同額で賦課限度額を設定している。

表 12 各市町村における賦課限度額（平成 28 年度）

医療分	後期分	介護分
540,000 円	190,000 円	160,000 円

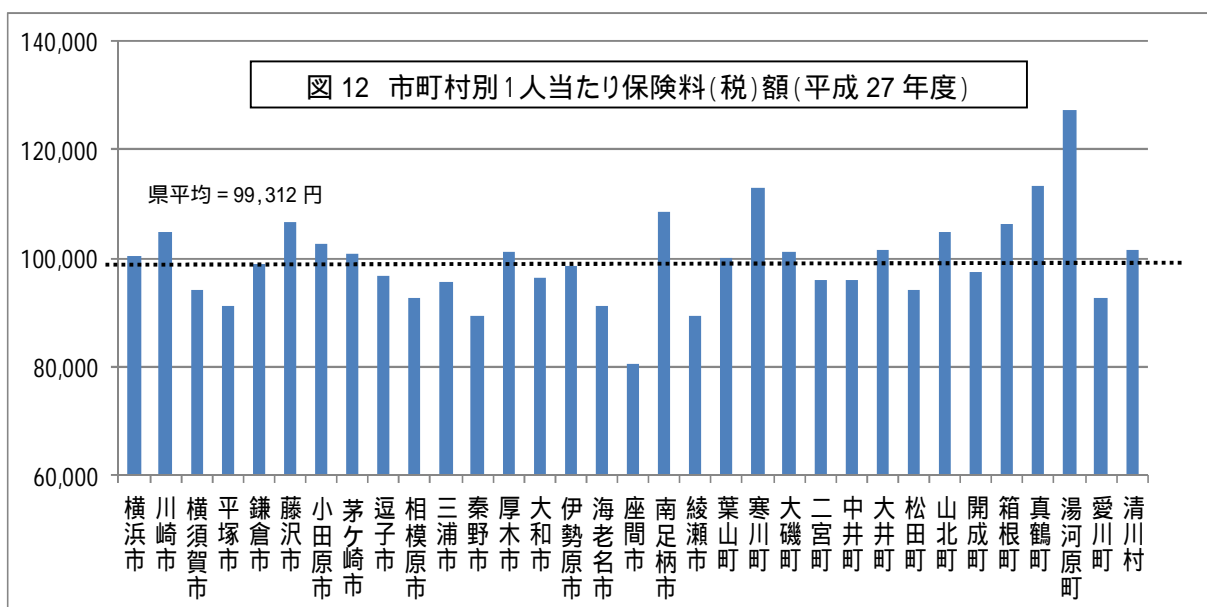
出典：神奈川県調べ

エ 1人当たり保険料（税）額（p.59）

1人当たり保険料（税）額については、8万円台から12万円台まであり、県内の市町村間において、一定の差が生じている。

1人当たり保険料（税）額の差が生じている要因のひとつとして、法定外繰入金があり、法定外繰入を行っていない市町村は比較的高く、法定外繰入を多く行っている市町村が比較的低くなっている。

その他様々な要因で保険料（税）額の差が生じているが、所得水準も一つの要因であり、所得水準が高い市町村は、同じ所得割率でも、保険料（税）を多く集めることができるため、その分、1人当たり保険料（税）額が高くなっている。



厚生労働省「国民健康保険事業年報」のデータを活用し、県で作成。

(2) 納付金算定方法

ア の設定

(納付金に各市町村の医療費水準をどの程度反映させるかを決定する係数)

納付金の配分に医療費水準を反映させることにより、各市町村の医療費適正化インセンティブを働かせることが可能になることなどから、 $\alpha = 1$ とする。(医療費水準をすべて反映する。)

イ の設定

(納付金に各市町村の所得シェアをどの程度反映させるかを決定する係数)

神奈川県全体の所得水準を反映させるため、 $\beta = \text{県平均の1人当たり所得} / \text{全国平均の1人当たり所得}$ とする。

ウ 所得のシェアや人数のシェアで納付金の配分を行う際、資産税総額や世帯数を勘案するかどうか。

標準的な算定方式は3方式であることから、納付金の配分についても3方式とし、所得シェアについては、所得総額のみを勘案し、人数シェアについては、被保険者総数及び世帯総数を勘案する。

ただし、平成30年度以降の状況等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うこととする。

エ 都道府県又は二次医療圏ごとで高額医療費を共同で負担するための調整を行うか。

納付金に高額医療費水準を反映させることにより、各市町村の医療費適正化インセンティブを働かせることが可能になることなどから、高額医療費を共同で負担するための調整を行わない。

オ 納付金として集め、また同時に保険給付費等交付金で給付する対象範囲を療養の給付以外の出産育児一時金、葬祭費、保健事業等に拡大するか。

保健事業等については、各市町村において取組状況等が大きく異なることなどから、保険給付費等交付金で給付する対象範囲を拡大しない。

カ 保険者努力支援制度の都道府県分の扱いについて

県全体の収入として各市町村の納付金を引き下げるか、県が定める基準に応じて各市町村に交付するののかについては、国が定める評価指標を踏まえ、市町村と協議の上、決定するものとする。

(3) 標準的な保険料（税）算定方法

ア 標準的な算定方式

県内で一番多く採用されている算定方式であり、多人数世帯の負担も一定程度緩和できる3方式を標準とする。

ただし、各市町村は、県が定める標準的な算定方式に関わらず、管内の所得、世帯、資産などの状況を総合的に勘案し、算定方式を決定するものとする。

なお、平成30年度以降の状況等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うこととする。

イ 標準的な応能割と応益割の割合

応能割と応益割の割合は、管内の所得水準等を勘案して決定するものであるが、神奈川県全体の所得水準を反映した値は(2)イに定めた（県平均の1人当たり所得/全国平均の1人当たり所得）であることから、応能割：応益割＝(2)イに定めた：1を標準とする。

ただし、各市町村は、県が定める標準的な応能割と応益割の割合に関わらず、管内の所得、世帯、資産などの状況を総合的に勘案し、応能割と応益割の割合を決定するものとする。

ウ 標準的な所得割指数、資産割指数、均等割指数、平等割指数

国保法施行令及び地方税法に定められている標準割合と同じ割合とし、所得割指数1、資産割指数0、均等割指数0.7、平等割指数0.3を標準とする。

ただし、各市町村は、県が定める標準的な所得割指数等に関わらず、管内の所得、世帯、資産などの状況を総合的に勘案し、賦課割合を決定するものとする。

エ 標準的な収納率

標準的な収納率は、標準保険料率を算定する際に使用する収納率であり、標準保険料率を各市町村が参考にできる保険料率とするには、各市町村における実績保険料率と乖離していない必要があることから、過去3年間の平均収納率実績を基にした市町村別収納率とする。

オ 標準的な賦課限度額

国が定める賦課限度額の上限は被用者保険とのバランスも考慮した上で設定されており、負担能力のある者に適正な保険料の負担をしていただく観点から、国が定める賦課限度額の上限と同額を標準とする。

(4) 統一保険料に対する考え方

都道府県又は二次医療圏ごとで統一の保険料水準とするか。

各市町村において、法定外繰入額に大きく差が生じていること、医療費水準に差が生じていることなど、現時点では、統一保険料水準とする環境が整っていないため、統一保険料水準とはしない。

ただし、今後において、統一保険料水準とする環境が整った段階で、別途、統一保険料水準とすることについて、県及び県内全市町村で検討を行う。

4 保険料（税）の徴収の適正な実施について

(1) 保険料（税）徴収の状況

ア 収納率（p.61）

県内全体の収納率（現年度分）平均をみると、年々増加しており、平成 25 年度には全国平均を上回り、平成 27 年度には、92.40%を達成した。

市町村別でみると、全般的には規模が小さいほど収納率が高い傾向にあるが、規模が大きくても高い収納率を達成しているところもある。

地域的にみると、足柄上地域の収納率は全体的に高い傾向にあり、県央地域の収納率は全体的に低い傾向にある。

また、口座振替世帯の割合は、約半数の 51.5%となっている。

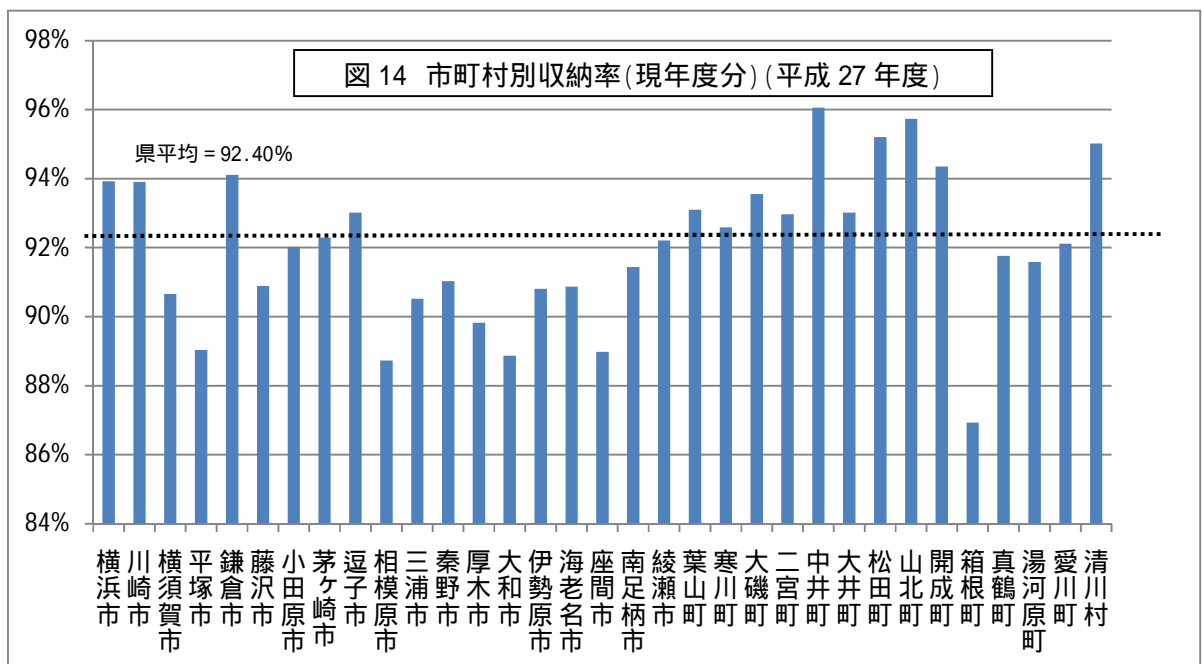
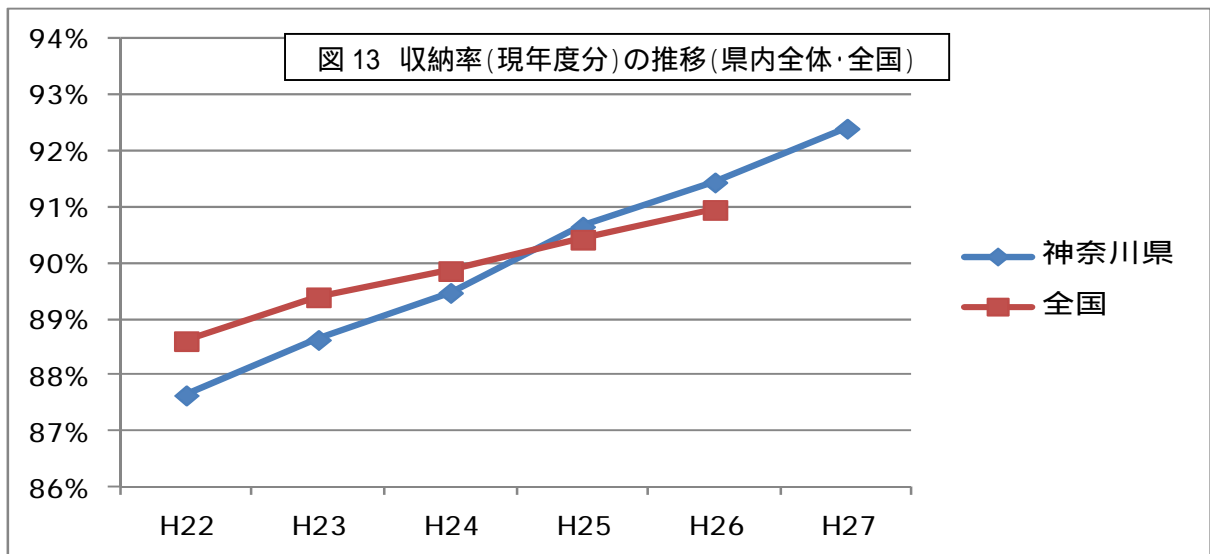


図 13 及び 14 出典：神奈川県「国民健康保険事業状況」

イ 滞納者対策の状況 (p.62)

平成 28 年 6 月 1 日現在、県内市町村における滞納世帯は、17.3%となっており、国保財政を圧迫する要因の1つとなっている。

市町村における滞納者対策の状況は、県内 33 市町村中 24 市町村が資格証明書、全市町村が短期被保険者証を発行している。

平成 27 年度の県内における収納対策の実施状況は、7 割にあたる 24 市町村が研修を実施し、3 割にあたる 11 市町村が税の専門家を配置し、体制の強化に努めている。

また、32 市町村において財産調査、32 市町村で差押等滞納処分を実施している。

コンビニ収納についても 28 市町村が実施するなど、多くの市町村が徴収方法の改善等に取り組んでいる。

表 13 滞納世帯等の状況 (県内全体・平成 28 年 6 月 1 日現在)

世帯数	滞納世帯数	資格証明書世帯数
1,367,826 世帯	236,465 世帯 (17.3%)	9,446 世帯 (0.7%)

表 14 収納対策の実施状況 (平成 27 年度)

収納対策	実施市町村数
収納対策要綱等の作成	15 市町村
コールセンターの設置	10 市町村
滞納整理機構の設置	3 市町村
税の専門家の配置	11 市町村
研修の実施	24 市町村
連合会設置の収納率向上アドバイザーの活用	3 市町村
口座振替の原則化	2 市町村
M P N を利用した口座振替の推進	3 市町村
コンビニ収納	28 市町村
ペイジーによる納付方法の多様化	6 市町村
クレジットカード支払い	3 市町村
多重債務相談の実施	9 市町村
財産調査	32 市町村
滞納処分	32 市町村
搜索	11 市町村
インターネット公売	12 市町村
タイヤロック	10 市町村

表 13 及び 14 出典：神奈川県調べ

(2) 収納率目標の設定

ア 収納率目標設定の視点

県内全体の収納率の底上げを図る観点から、県内全体及び全ての市町村を対象として、目指すべき水準を収納率目標として設定することとする。

安定的な財政運営に資するため、国の保険者努力支援制度の指標を参考に、全国の市町村（都道府県）との比較により設定することとする。

これまでの努力が評価されるとともに、収納率が低い市町村においても達成可能な目標となるよう設定することとする。

現年度分を確実に収納し、滞納繰越の発生を防止することが重要である。

イ 収納率目標

現年度分保険料収納率において、次の収納率を目指すべき水準とする。

(ア) 県内全体では、全国都道府県の上位3割に当たる収納率。

(イ) 各市町村では、規模別、市町村別の次の2つの収納率。

a 全国市町村の上位3割に当たる市町村規模別の収納率。

b 各市町村の過去3年間の収納率実績平均から+1.5ポイントの収納率。ただし、aを達成している市町村は、過去3年間の収納率実績平均から+0.75ポイントの収納率。

いずれも平成32年度の収納率実績と目指すべき水準で比較する。

(ア)及び(イ)aで用いる全国の収納率は、いずれも、平成27年度の実績とする。

(イ)のbで用いる過去3年間の収納率実績は、平成27～29年度の実績とする。

なお、滞納繰越分に係る保険料収納率の目指すべき水準は設定しないが、各市町村は、滞納繰越分保険料の解消に努めるものとする。

表15 全国市町村の上位3割に当たる市町村規模別収納率(平成27年度)

規模	上位3割(県内達成数)	上位5割
10万人以上	91.18% (2)	90.39%
5万～10万人	91.70% (2)	90.50%
1万～5万人	94.11% (1)	93.02%
1万人未満	96.72% (0)	95.43%

出典：厚生労働省通知「保険者努力支援制度における評価指標の候補の提示について」

表16 全国都道府県の上位3割に当たる収納率(平成26年度)

全国都道府県 の上位3割に あたる収納率	92.93%	神奈川県 の 収納率平均	91.44%
----------------------------	--------	--------------------	--------

出典：神奈川県「国民健康保険事業状況」

(3) 収納率向上に向けた取組の推進

ア 取組の方向性

県は、県内全体の収納率の底上げと各市町村における収納率目標達成のため、国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）と連携・共同し、市町村の意見やニーズを踏まえながら、市町村を支援していく。

市町村は、効率的・効果的な滞納整理を実行するとともに、職場環境の整備、滞納整理に取り組む職員の育成、意欲の維持、向上(成果の適正な評価)に努めることとする。

イ 取組内容

徴収実務者中堅職員対象研修の実施

徴収経験年数に応じて、実践的な知識や技術を身につけるための研修を行う。

研修の内容については、困難事例への対応等について、事例発表や情報交換を実施することにより他の保険者の取組を知り、また、地域ごとの課題の把握・解決策の検討などを通じ、知識・情報の共有を図る。

管理監督者対象研修の実施

滞納整理を行うための組織のあり方、進行管理、職員の人材育成、職場環境の整備など管理監督者に求められるマネジメントについて研修を行い、市町村の組織的対応を促進し、県内全体の収納率の向上を図る。

徴収アドバイザー派遣事業の実施

収納率目標の達成が困難な市町村に対し、現状分析及び収納率向上計画の作成支援等のため、市町村にアドバイザーを派遣する。

表 17 徴収アドバイザー派遣事業の効果

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
アドバイザー派遣市町村数	10	6	6	6	6
県内市町村の収納率伸び幅	0.64%	0.25%	0.61%	0.38%	0.64%
派遣市町村の収納率伸び幅	0.54%	0.71%	1.01%	0.72%	0.88%

出典：神奈川県調べ

5 保険給付の適正な実施について

(1) 保険給付の適正化の状況

ア 診療報酬明細書（レセプト）点検等の状況（p.63）

平成 26 年度のレセプト点検における被保険者 1 人当たり効果額は、県内全体で内容点検 439 円、資格点検 825 円となっており、全国と比較すると低い状況にはあるが、点検により調整した金額は、県内全体で 29 億円強となっており、国保財政の改善に貢献している。

市町村におけるレセプト点検の実施は、嘱託職員等による自庁点検が 24 市町村と最も多く、国保連、その他の業者への委託はそれぞれ 7 市町村が実施している。

表 18 レセプト点検の点検効果額・割合〔内容点検〕

		神奈川県	全 国
H26	過誤調整金額（千円）	1,020,686	-
	被保険者 1 人当たり効果額（円）	439	467
	割 合	0.17%	0.18%
H27	過誤調整金額（千円）	799,554	-
	被保険者 1 人当たり効果額（円）	357	
	割 合	0.13%	

表 19 レセプト点検の点検効果額・割合〔資格点検〕

		神奈川県	全 国
H26	過誤調整金額（千円）	1,918,268	-
	被保険者 1 人当たり効果額（円）	825	1,051
	割 合	0.32%	0.40%
H27	過誤調整金額（千円）	1,935,565	-
	被保険者 1 人当たり効果額（円）	864	
	割 合	0.32%	

表 18 及び 19 出典：神奈川県調べ

表 20 レセプト点検等実施状況（平成 27 年度）

実 施 方 法	実施市町村数
レセプトの 2 次点検の実施（ ～ を 1 以上実施）	33 市町村
自庁点検（嘱託職員等）	24 市町村
国保連へ委託	7 市町村
その他業者へ委託	7 市町村
療養費（海外療養費含む）の審査委託（国保連）	33 市町村

移送費の審査委託（国保連）	33 市町村
療養費（柔整等）2次点検の実施委託（国保連）	32 市町村

出典：神奈川県調べ

イ 第三者行為求償事務の状況

平成 27 年度に給付発生原因関係等の点検により第三者納付金として調定したものは、県内全体で 2,192 件、金額では 4 億 8,500 万円を超え、そのうち交通事故によるものは、1,096 件、金額では約 4 億 7,600 万円(98.0%)となった。

平成 28 年度における市町村の取組の状況は、全市町村が一般社団法人日本損害保険協会等と第三者行為による傷病届の提出に関する覚書を締結し、30 市町村において国の示す評価指標等を参考に数値目標を設定するなど、取組が進められている。

表 21 第三者行為求償の状況（平成 27 年度）

区 分	受付件数	調定件数	収納額	
	(新規受付)	調定額	滞納額	
交通 事故	自動車賠償責任保険（自動車・原動機付自転車）	423 件 (288 件)	242 件 55,119 千円	55,119 千円 0 千円
	任意保険（自動車・原動機付自転車）	954 件 (768 件)	815 件 402,561 千円	398,320 千円 4,175 千円
	第三者直接求償（自動車・原動機付自転車）	6 件 (6 件)	4 件 865 千円	865 千円 0 千円
	個人賠償責任保険（自転車）	17 件 (13 件)	9 件 3,414 千円	3,414 千円 0 千円
	第三者直接求償（自転車）	26 件 (26 件)	26 件 13,616 千円	13,616 千円 0 千円
	小 計	1,426 件 (1,101 件)	1,096 件 475,575 千円	471,334 千円 4,175 千円
そ の 他	個人賠償責任保険等（自転車以外）	-	16 件 7,980 千円	- -
	第三者直接求償	-	5 件 1,481 千円	- -
第三者求償調定実績合計		-	2,192 件 485,036 千円	- -

出典：神奈川県調べ

表 22 第三者行為求償の取組状況（平成 28 年度）

取組内容	実施市町村
第三者行為の疑いのあるレセプトを抽出し、被保険者に確認作業を行っている。	26 市町村
第三者求償の適正な事務を行うために、一般社団法人日本損害保険協会等と第三者行為による傷病届の提出に関する覚書を締結し、連携した対応を実施している。	33 市町村
第三者求償事務に係る評価指標について、数値目標を設定している。	30 市町村

出典：神奈川県調べ

表 23 不正・不当利得の状況（平成 27 年度）

調定件数	調定額
37,030 件	693,765 千円

出典：神奈川県調べ

(2) 保険給付の適正化に向けた取組の推進

ア 診療報酬明細書（レセプト）点検等事務の充実強化

平成 30 年度以降も保険給付の実施主体である市町村が適正な保険給付に努め、地域の医療提供体制等を詳細に把握している市町村がレセプト点検事務を引き続き実施する。

県は、レセプト点検事務の充実強化を図るため、審査支払事務を行い豊富な知識・経験を有する国保連と共同し、点検担当者の点検事務処理水準の向上と育成環境の整備を目的に、担当職員、管理監督者等のための研修を実施していく。

あわせて、広域の見地からレセプト点検事務に活用できる情報を提供するなど、効果的な点検の実施を促進する。

イ 第三者行為求償事務の充実強化

市町村は、第三者行為求償事務に係る評価指標を定め、自ら設定する数値目標を達成するよう、医療機関等の関係機関との連携強化や広報により、第三者行為の届出を促進するとともに、国保連から提供される帳票を活用し、レセプト点検事務における給付発生原因点検や各種情報により第三者行為の発見に努める。

県は、国保連と共同して、第三者行為の発見及び届出勧奨に関する研修を実施するとともに、求償について、国保連の「第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業」の活用を進める。

また、困難事案に係る相談窓口として、厚生労働省に設置されている「第三者行為求償事務アドバイザー」の利用促進を図る。

こうした取組を通じ、第三者行為の発見及び届出件数の増加を目指すとともに、迅速な求償を実施する。

ウ 療養費の支給の適正化

市町村は、柔道整復師、はり師・きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師による施術療養費について、保険者点検や患者調査を実施し、疑義案件については施術所や被保険者に照会を行い、適正な支給に努める。

海外療養費の支給の適正化について、市町村は、パスポートによる渡航歴の確認や聞き取りなど、県・市町村で取りまとめた「海外療養費の支給適正化マニュアル」に基づき事務処理を進めるとともに、疑義案件に対しては必要に応じて、再翻訳や現地照会に関する国保連への業務委託を活用し、適正な支給に努める。

県は、国保連と連携しながら、市町村が行う療養費点検の基準の標準化を図り、全ての市町村が保険者点検及び患者調査を実施するよう支援を行う。

また、海外療養費の不正請求事例について情報共有を行うなどにより、療養費の支給の適正化を図る。

エ 不当利得・不正利得等への対応

市町村は、資格喪失後受診等に伴う不当利得の事務処理について、国保間では過誤調整、それ以外では保険者間調整を基本に、被保険者本人への返還請求（不当利得請求）と併せて進めていく。

県は、システム不具合、監査等により広域的に生じた過誤によって発生した不当利得について、関係機関と必要な調整を行う。

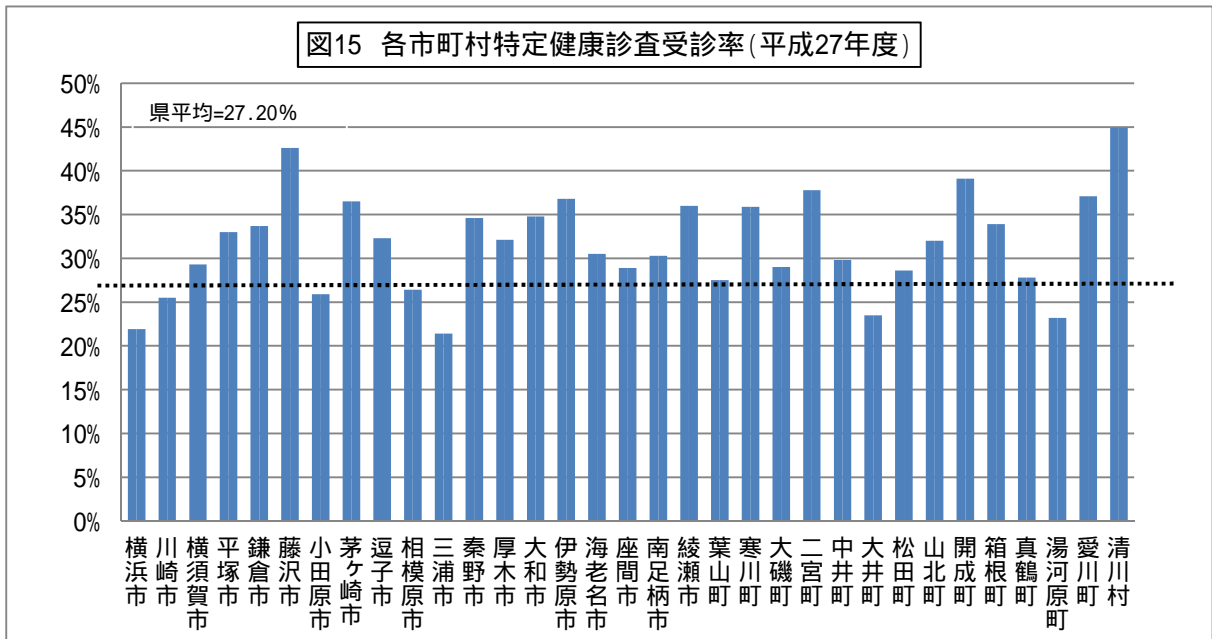
保険医療機関や施術所等において広域的かつ大規模な不正請求事案が発生した場合においては、県、国保連及び関係市町村による連絡会を設け、情報共有と対応を協議する。

6 医療費適正化に関する取組

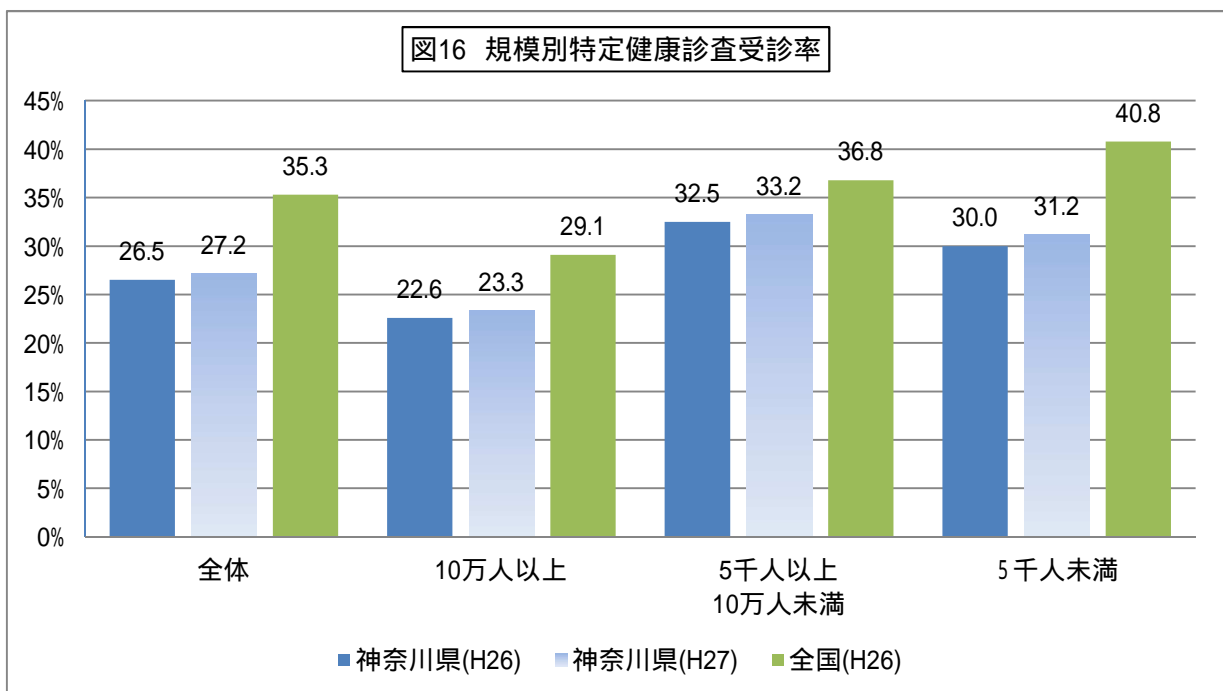
(1) 医療費適正化の状況

ア 特定健康診査の状況 (p.64)

平成 27 年度の県全体の特定健康診査受診の対象者数は 1,486,857 人で、そのうち受診者数は 404,923 人となり、受診率は 27.2%であった。平成 26 年度の 26.5%と比較して 0.7 ポイント上回り市町村の取組みの成果がみえるものの、平成 26 年度の全国市町村国保全体の受診率 35.3%を 8.8 ポイント下回っている。



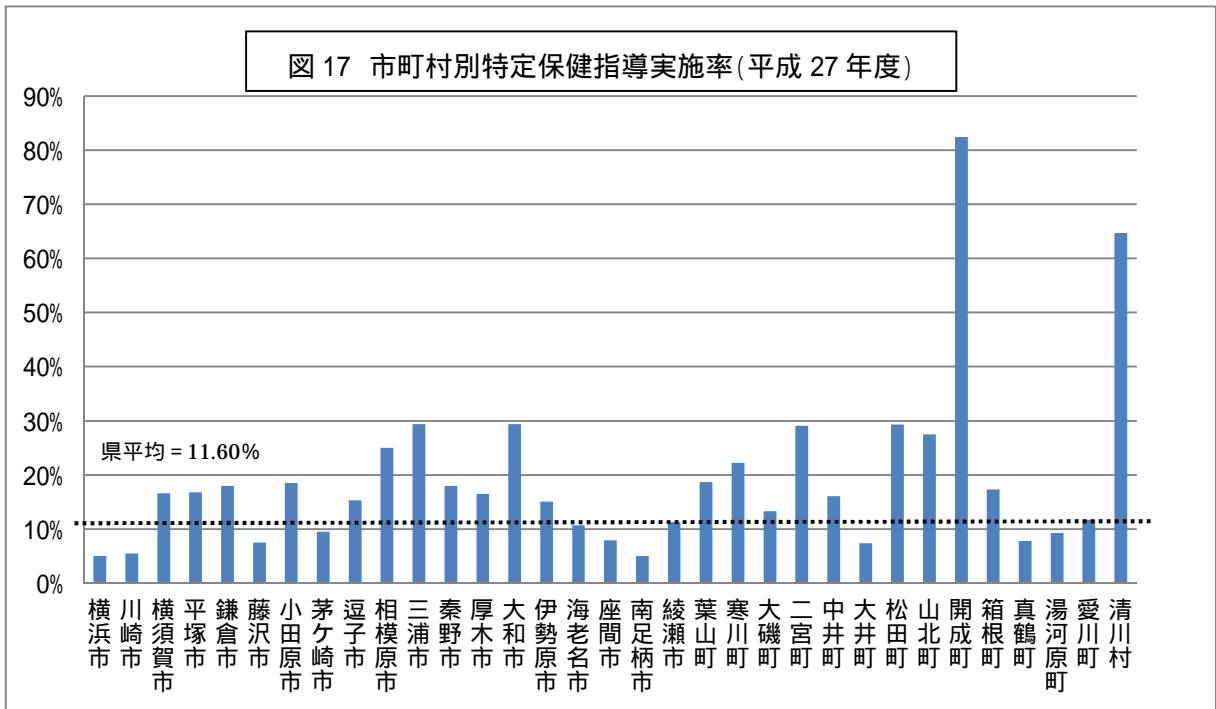
出典：神奈川県調べ



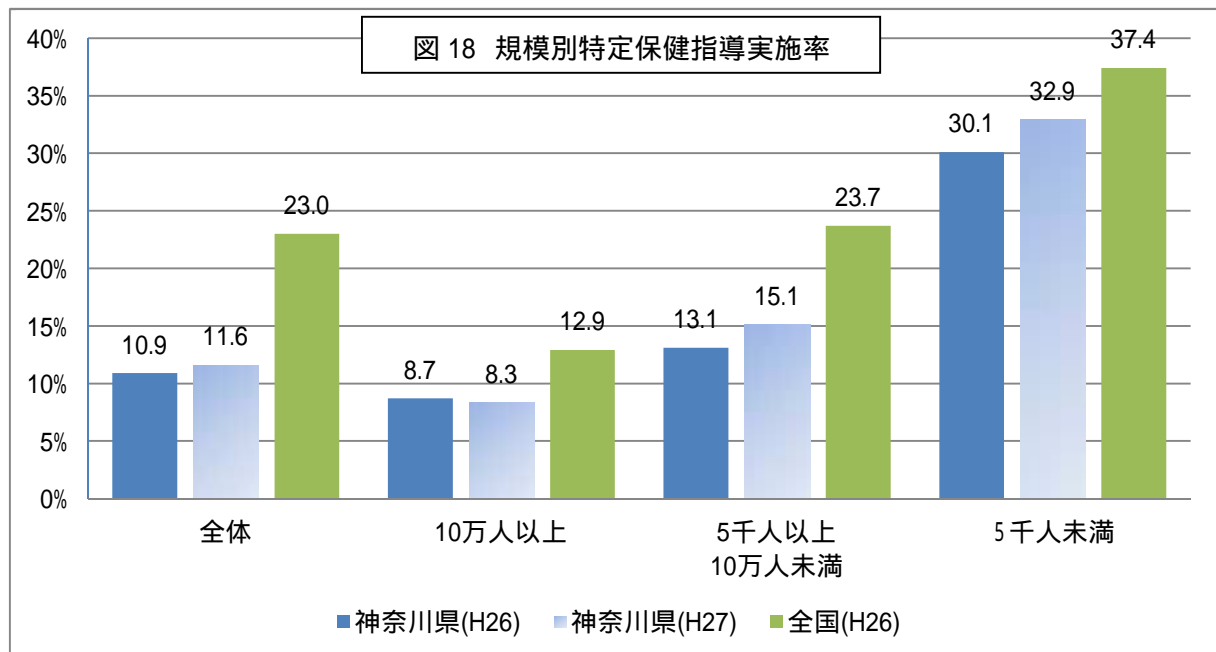
出典：神奈川県データは神奈川県調べ。全国データは厚生労働省「特定健康診査・特定保健指導実施状況」

イ 特定保健指導の状況 (p.65)

平成 27 年度に特定健康診査を受けた者のうち、特定保健指導の対象になった者は、県全体で 44,688 人となった。対象者のうち特定保健指導を終了した者の割合（以下「特定保健指導実施率」という。）は、11.6%であり、平成 26 年度の 10.9%と比較して 0.7 ポイント上回ったものの、平成 26 年度における全国の市町村国保全体の実施率 23.0%を 11.4 ポイント下回っている。



出典：神奈川県調べ



出典：神奈川県データは神奈川県調べ。全国データは厚生労働省「特定健康診査・特定保健指導実施状況」

ウ 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用状況（p.66）

平成 28 年 8 月調剤分における神奈川県ジェネリック医薬品使用割合は 65.0%であり、全国と比較すると 1.2 ポイント低い。
市町村国保においては、県全体より 0.7 ポイント高い 65.7%となっている。

表 24 ジェネリック医薬品割合(数量ベース(新指標))【平成 28 年 8 月調剤分】

全 国 (1)	神奈川県 (1)	市町村国保 (2)
		66.2%

出典： 1 厚生労働省「調剤医療費（電算処理分）の動向（平成 28 年 8 月号）」
2 国保連集計資料

エ その他の取組の状況

特定健康診査及び特定保健指導の未受診者対策については、全市町村が実施しており受診率向上等の取組みは着実に進められている。
また、平成 28 年度は、8 割を超える市町村においてデータヘルス計画が策定され、データを活用した効率的・効果的な取組みが期待される。
地域包括ケアの取組みについては約半数の市町村で健康増進部門等との連携による取組みが実施されている。

表 25 医療費適正化に係る取組状況(平成 28 年度)

取組内容	実施市町村
特定健康診査の未受診者対策事業の実施	33 市町村
特定保健指導の未実施者対策事業の実施	33 市町村
データヘルス計画の策定	27 市町村
医療費通知の送付	31 市町村
糖尿病等の重症化予防の取組	10 市町村
個人へのインセンティブの提供の実施	10 市町村
重複服薬者に対する取組	15 市町村
後発医薬品差額通知の送付及び効果の確認	30 市町村
地域包括ケアの取組	15 市町村

出典：神奈川県調べ

(2) 医療費適正化に向けた取組の推進

ア 特定健康診査受診率・特定保健指導実施率の向上に向けた取組

国の実施率目標である特定健康診査受診率 60%、特定保健指導実施率 60% を目標にするとともに、各市町村は、市町村ごとの特定健康診査等実施計画に定める受診率等の達成をめざす。

県は、各市町村の状況を共有しながら、受診率等の高い市町村の取組状況を学ぶ情報交換会等を開催するとともに、インセンティブを高めるための特典付与や実施方法の見直しなどの「実施体制の充実」の他「広報や通知の工夫」「受診勧奨」「関係機関との連携」など、受診率等向上の取組み例を示し、市町村の取組みを支援することとする。

イ データヘルス計画策定とP D C Aサイクルに基づく効率的・効果的な保健事業の実施に向けた取組

市町村は、効率的・効果的な保健事業を実施するためにデータヘルス計画を策定し、特定健康診査・特定保健指導の受診率等向上事業、糖尿病等の生活習慣病重症化予防事業、分かりやすい情報の提供やインセンティブ提供による予防・健康づくり等、地域の課題に応じた事業をP D C Aサイクルに基づき実施する。

県は、国保連とともに、保健事業支援評価委員会に参加し、市町村への支援を行うとともに、市町村間の情報共有や好事例の展開を図るため、研修会等を実施する。

ウ 糖尿病等の重症化予防の取組

市町村は、糖尿病等の重症化予防のため、地域の医師会と協議しながら、重症化予防プログラムに沿って、健診結果やレセプト情報等から対象者を選定し、医療機関への受診指導やかかりつけ医と連携した保健指導等を行う。

県は、市町村の取組みを支援するため、市町村における事業実施状況をフォローするとともに、必要に応じて情報交換会等を開催する。また、県医師会や県糖尿病対策推進会議等と県内の取組状況を共有し、課題、対応策等について議論を行い、連携を進める。

エ 重複頻回受診者（向精神薬等多剤投与者）の発見抽出と被保険者指導の取組

市町村は、国保連の帳票等を活用し、重複頻回受診者等で適切に医療機関を受診することについて、支援の必要な被保険者の把握に努める。支援の必要な被保険者に対しては、保健師等の専門職による面接や訪問指導を行い、適正受診や服薬を指導する。併せて、向精神薬等多剤投与者の把握に努め、該当被保険者の受診状況、履歴等に応じて、文書や面接による指導等を行う。

指導に際しては、「医療保険者等の多重受診者対応イメージについて」（平成22年3月24日付け県通知）を参考とする。

県は、上記通知や参考資料を市町村に提示するとともに、個別事例への助言等を行い、他市町村での対応例等を踏まえ、取組を支援する。

オ 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及の取組

市町村は、リーフレットやジェネリック医薬品希望シールの配布、差額通知の送付により、後発医薬品の普及啓発、利用促進に努める。

また、差額通知については効果額を適宜確認し、事業効果を把握しつつ取組む。

県は、国保連と共同して、厚生労働省作成のリーフレット等の配布や差額通知事業の実施支援を行う。

カ 被保険者の適正受診に向けた取組

市町村は、全受診者の年間を通じた医療費を対象として、「受診年月」「受診者名」「医療機関（施術機関）名」「入院・通院・歯科・調剤等区分」「医療費（療養費）」を記載した医療費通知を送付するよう努める。（DV該当者や精神疾患等の特定の疾病を除く）

県は、国保連と協力し共同事業内容の充実を図る。

キ その他の取組

市町村は、がん検診について、特定健康診査との同時実施等により、特定健康診査と併せた受診率向上を図るほか、医療費適正化対策としても重視し、がん検診実施主管課との連携した検診受診率の向上の取組を進めていく。

市町村は、国保の視点から、地域包括ケア推進のため、部局横断的な会議等への参画、地域のネットワークへの参画、KDB・レセプトデータを活用した健康事業等対象被保険者の抽出などに取り組む。

県は、市町村の取組みを関係各課とともに支援する。

7 国保事務の広域的及び効率的な運営の推進

(1) 市町村事務処理標準の設定

県内市町村の取り扱いの平準化を図り、効率化に資するため、取扱いに差異が生じている事項について、県・市町村が共同して検討した結果に基づき標準を設定する。

さらに平準化すべき事務や課題について、県・市町村で引き続き検討していくとともに、国保連と共同して共同処理事業の充実強化を図り、市町村事務処理の効率的な運営を推進する。

ア 高額療養費該当回数の通算に係る世帯の継続性判定の基準について

平成 30 年 4 月 1 日以降、県内他市町村からの転入及び転居等世帯変更に係る世帯の継続性について次のとおり判定するものとする。

(ア) 単なる住所異動等の一の世帯のみで完結する住所異動の場合には、世帯の分離や合併を伴わないため、世帯の継続性を認める。一の世帯で完結する異動とは、次のいずれかに該当するものとする。

a 他の世帯と関わらず、当該世帯内の世帯主及び国保被保険者の数が変わらない住所異動。

具体的には、単なる転入、転居、世帯主の変更を伴う住所異動が該当する。

b 他の世帯と関わらず、資格の取得又は喪失による当該世帯内の世帯主及び国保被保険者の数の増加又は減少を伴う場合の住所異動。

具体的には、出産、社会保険離脱及び生活保護廃止等による資格取得又は死亡、社会保険加入及び生活保護開始等による資格喪失を伴う住所異動が該当する。

(イ) 世帯分離、世帯合併による一の世帯で完結しない異動については、次のとおりとする。

a 世帯主と住所の両方に変更がない世帯に対して、世帯の継続性を認める。

b 住所異動前の住民票上の世帯主が主宰する世帯に対して、世帯の継続性を認める。

上記により、世帯の継続性が認められないと判定する場合は、従来在世帯と区別するため、原則として、新たな被保険者証記号番号により管理する。

イ 被保険者証と高齢受給者証の一体化について

被保険者等の利便性向上を目的に、被保険者証と高齢受給者証の一体化を目指す。

なお、実施にあたっては、事務処理体制の見直し等を要することから、実施時期及び証の有効期間（1年または2年）については、各市町村が決定するものとする。

ウ 高額療養費支給申請時の領収書確認等について

次の事項を踏まえ、申請時の領収書確認を省略する。

- (ア) 医療機関等から被保険者へ的一部負担金の請求があれば、分割納付がされていても、保険者はそれに関与していない以上、一部負担金は支払われているものと推定できる。
- (イ) 明らかな請求誤り、一部負担金をまったく請求されていないなどへの対応として、支給申請書に一部負担金請求の有無及び請求額の申告欄を設ける。

エ 第三者行為に起因する傷病に係る高額療養費（償還分）の取扱いについて

次のとおり、高額療養費（償還分）について取扱うこととする。

- (ア) 第三者行為に起因する疑いがあるレセプトも合算した上で申請の勧奨を行う。
- (イ) 第三者行為に起因するものであって、申請時まで、既に加害者等から一部負担金分を含む賠償を受けている場合を除き、原則として全額を支給し、加害者等に対し適正に求償する。なお、支給申請書には、第三者行為に起因する旨の申告欄を設ける。
- (ウ) 支給後に、被保険者が加害者等から一部負担金分を含めて賠償を受けていた場合は、被保険者本人に対し不当利得返還請求を行う。

オ 滞納保険料（税）代理納付のための現金給付の代理受領について

高額療養費等の保険給付の受給権が、国保法第 67 条の規定により、譲渡や担保提供、差し押さえ禁止とし保護されているため、国保法第 63 条の 2 第 3 項の規定による場合を除き、給付と収納は切り分けて考え、未納保険料（税）の解消は滞納処分の推進により図ることが望ましいことも踏まえ、高額療養費等代理受領とみなされる行為は行わないものとする。

カ 被保険者資格証明書の発行基準及び滞納者に対する限度額適用認定証の発行制限について

滞納者との納付相談機会確保の目的で行われる被保険者証の返還及び資格証明書発行事務並びに限度額適用認定証の発行制限に係る国保法施行令第 1 条に定める「特別の事情」の認定について、次のとおり取扱う。

- (ア) 「特別の事情」の有無の把握を事前に行い、着手することとする。
- (イ) 財産調査は「特別の事情」を有効かつ客観的、効率的に把握できる手段であることから、滞納が長期化する前に取組むよう努めることとする。
- (ウ) 当該被保険者が通院または入院の事実により、一部負担金の支払いが困難である旨の申し出があった場合には、特別の事情に準ずる状況と認定する。

(2) 共同事務処理の推進

市町村事務処理の効果的、効率的な運営を推進するため、国保連による共同処理事業について充実強化を図る。

表 26 国保連における共同処理事業の状況(平成 28 年度)

項目	事務等	実施市町村数	
保険者事務の共同実施	通知等の作成	被保険者台帳の作成	33 市町村
		高額療養費の申請勸奨通知の作成	14 市町村
		高額療養費支給申請・決定帳票の作成	13 市町村
		高額療養費通知の作成	13 市町村
	計算処理	高額療養費支給額計算処理業務	33 市町村
		高額介護合算療養費支給額計算処理業務	33 市町村
		退職被保険者の適用適正化電算処理業務	33 市町村
	統計資料	疾病統計業務	33 市町村
		事業月報・年報による各種統計資料の作成	33 市町村
	資格・給付関係	資格管理業務	33 市町村
		資格・給付確認業務	33 市町村
		被保険者資格及び異動処理業務	33 市町村
		給付記録管理業務(給付記録台帳の作成)	33 市町村
	その他	各種広報業務	33 市町村
		国庫補助金等関係業務	33 市町村
共同処理データの提供		33 市町村	
医療費適正化の共同実施	医療費通知の作成	33 市町村	
	後発医薬品差額通知の作成	32 市町村	
	後発医薬品調剤実績・削減効果実績の作成	32 市町村	
	レセプト点検業務	5 市町村	
	レセプト点検担当職員への研修	33 市町村	
	第三者行為求償事務共同処理業務	32 市町村	
収納対策の共同実施	口座振替の促進等の広報	33 市町村	
	収納担当職員への研修	33 市町村	
	保険料収納アドバイザーによる研修・実地指導	1 市町村	
	資格喪失時の届出勸奨	33 市町村	
保健事業の共同実施	特定健診の受診促進に係る広報	33 市町村	
	特定健診・特定保健指導等の研修会・意見交換会の実施	33 市町村	
	特定健診データの活用に関する研修	33 市町村	

出典：神奈川県調べ

8 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携

(1) 保健医療サービス・福祉サービス等との連携

市町村において国保の視点から、部局横断的な会議等への参画、地域のネットワークへの参画の取組が進むよう、県は、健康相談、健康づくりなど保健医療サービス・福祉サービス等を所管する関係各課との連携を図り、市町村の取組に必要な支援を行う。

(2) 県が定める各種計画との整合性

本方針は、「神奈川県保健医療計画」、「神奈川県地域医療構想」、「神奈川県医療費適正化計画」、「かながわ健康プラン21」及び「かながわ高齢者保健福祉計画」との整合性を図る。

9 県・市町村・国保連間の連絡調整

(1) 国保運営方針連携会議の開催

本方針を策定した後も国保運営に関する諸施策や事務の標準化、効率化、広域化などについての議論を行うことを目的として、必要に応じて、県、市町村及び国保連で構成する国保運営方針連携会議を開催する。

(2) 本方針の見直し

本方針は、対象期間中であっても必要に応じて見直すことが可能であるが、見直しを行う際には、国保運営方針連携会議を開催し、各市町村の意見を聴くものとする。

また、次期方針を策定する際についても同様とする。

10 市町村別統計資料

地域差指数（平成 26 年度）

	入院	入院外 + 調剤	歯科	合計
横浜市	0.875	1.022	1.065	0.969
川崎市	0.908	1.028	1.035	0.982
横須賀市	0.899	1.083	1.041	1.009
平塚市	0.856	0.969	0.991	0.927
鎌倉市	0.802	1.001	1.070	0.929
藤沢市	0.832	0.990	1.041	0.933
小田原市	0.981	1.029	1.046	1.012
茅ヶ崎市	0.787	0.951	1.026	0.894
逗子市	0.882	1.027	1.113	0.977
相模原市	0.861	0.968	0.999	0.929
三浦市	0.914	1.077	0.912	1.002
秦野市	0.897	0.912	0.968	0.910
厚木市	0.916	0.997	0.949	0.962
大和市	0.792	0.976	1.018	0.908
伊勢原市	0.906	0.960	1.001	0.942
海老名市	0.808	0.914	0.951	0.876
座間市	0.830	0.966	1.048	0.920
南足柄市	0.824	1.001	1.059	0.937
綾瀬市	0.837	0.954	1.037	0.915
葉山町	0.785	0.915	1.122	0.880
寒川町	1.019	0.990	0.983	1.001
大磯町	0.895	0.994	1.006	0.957
二宮町	0.832	0.937	0.988	0.900
中井町	0.917	1.035	0.999	0.987
大井町	0.952	0.868	0.967	0.908
松田町	0.856	0.971	1.162	0.941
山北町	0.987	1.017	1.078	1.009
開成町	0.733	1.027	1.087	0.918
箱根町	0.898	0.982	0.918	0.945
真鶴町	1.047	0.972	0.736	0.984
湯河原町	0.939	0.928	0.853	0.927
愛川町	0.935	1.016	0.800	0.969
清川村	1.192	0.947	0.970	1.043
県平均	0.875	1.006	1.034	0.957

出典：厚生労働省「医療費の地域差分析」

年齢階層別の1人当たり医療費（平成27年度）

（単位：円）

	0歳～ 4歳	5歳～ 9歳	10歳～ 14歳	15歳～ 19歳	20歳～ 24歳	25歳～ 29歳	30歳～ 34歳	35歳～ 39歳
横浜市	198,986	99,795	69,325	65,858	60,492	87,120	106,608	141,809
川崎市	200,342	94,736	69,152	56,207	53,733	77,137	102,007	124,949
横須賀市	179,882	80,622	66,119	65,011	60,241	85,410	125,669	172,375
平塚市	179,875	97,172	72,968	56,665	53,705	106,207	125,761	145,706
鎌倉市	242,701	87,090	104,469	58,335	66,682	96,694	97,614	133,109
藤沢市	217,743	112,958	73,514	55,821	54,001	88,812	108,376	134,515
小田原市	191,768	89,815	69,525	62,196	82,336	102,853	145,081	152,029
茅ヶ崎市	155,570	107,610	62,744	52,598	57,528	94,604	106,570	123,310
逗子市	170,407	79,183	65,711	56,653	46,425	63,130	92,201	139,344
相模原市	201,570	98,877	76,988	62,709	59,935	75,257	116,524	128,266
三浦市	133,099	93,220	57,704	50,917	136,157	106,120	92,871	147,868
秦野市	178,124	99,746	62,106	61,140	44,244	92,798	136,921	134,575
厚木市	222,795	102,067	84,977	51,267	64,500	71,764	114,283	136,686
大和市	183,333	87,261	80,198	64,077	53,488	60,634	92,877	169,598
伊勢原市	227,341	94,614	53,223	60,548	59,353	78,783	142,849	167,596
海老名市	184,820	93,060	100,160	62,706	53,768	66,377	102,402	134,975
座間市	176,779	91,478	76,223	43,577	53,510	76,796	105,618	151,769
南足柄市	181,955	72,518	34,890	73,158	63,645	160,482	155,514	124,966
綾瀬市	217,607	92,834	90,893	79,228	57,838	101,290	114,058	132,886
葉山町	104,671	75,398	54,760	36,128	48,388	61,615	161,360	117,528
寒川町	165,609	83,948	49,857	53,333	79,423	96,369	104,030	169,023
大磯町	285,731	78,437	60,215	52,158	61,780	94,807	98,805	137,088
二宮町	153,640	70,656	48,229	42,603	42,393	174,973	185,306	126,222
中井町	161,761	80,419	77,250	52,581	59,239	61,142	76,897	142,491
大井町	186,418	69,165	112,468	44,372	72,410	58,366	78,626	125,819
松田町	681,766	126,907	83,659	58,499	78,352	82,993	119,486	107,809
山北町	125,824	87,849	85,963	42,274	52,903	76,622	168,920	111,102
開成町	194,614	93,950	56,360	40,798	58,231	60,045	83,233	161,228
箱根町	109,580	78,942	68,859	177,525	56,541	43,810	54,622	111,935
真鶴町	140,824	106,572	85,222	49,752	147,993	208,054	80,875	156,988
湯河原町	171,887	96,080	37,443	59,574	42,551	75,975	80,993	146,190
愛川町	153,338	93,639	78,667	86,214	118,191	107,857	118,851	149,721
清川村	191,761	92,625	400,498	38,943	62,932	170,673	761,881	228,066
県平均	196,599	96,739	71,563	61,468	59,416	84,273	109,739	139,130
全国平均	192,740	92,946	76,252	60,133	60,736	89,304	113,751	141,438

KDBデータを活用し、県で作成。歯科診療分、現金給付分、紙レセプト分は含まず。

(単位：円)

	40歳～ 44歳	45歳～ 49歳	50歳～ 54歳	55歳～ 59歳	60歳～ 64歳	65歳～ 69歳	70歳～ 74歳	全年齢 階層計
横浜市	170,659	198,169	255,588	302,904	361,022	394,389	543,511	298,809
川崎市	165,598	188,551	248,719	300,669	371,365	419,610	583,745	287,584
横須賀市	175,992	211,869	256,349	299,337	386,943	403,658	556,262	325,614
平塚市	165,850	219,246	242,142	309,127	349,125	372,499	508,089	293,257
鎌倉市	195,731	185,916	239,329	292,502	361,987	369,260	502,734	302,647
藤沢市	157,216	187,725	226,354	285,356	349,434	381,075	512,445	286,979
小田原市	178,630	213,020	253,657	324,266	364,094	393,090	543,933	315,178
茅ヶ崎市	163,031	171,727	231,632	263,685	351,506	365,550	508,228	284,355
逗子市	141,061	202,387	254,013	305,392	356,281	430,920	520,417	313,891
相模原市	164,200	195,424	237,575	298,287	354,771	381,865	512,071	285,018
三浦市	155,155	188,361	224,079	349,009	375,614	391,767	590,636	314,768
秦野市	168,262	208,968	252,347	298,024	348,626	339,832	477,517	287,581
厚木市	160,667	192,861	255,239	324,327	346,798	370,738	531,777	287,598
大和市	163,249	174,611	234,734	284,892	363,273	371,085	515,232	278,215
伊勢原市	178,993	223,033	272,653	323,240	348,373	383,514	509,541	306,351
海老名市	196,970	191,216	247,708	261,274	324,381	341,195	465,875	273,607
座間市	138,070	176,781	213,696	334,295	367,053	384,145	505,007	283,668
南足柄市	157,433	177,761	248,470	314,054	343,262	413,136	499,285	310,678
綾瀬市	156,379	160,796	314,530	298,936	324,560	344,726	467,811	273,813
葉山町	115,766	191,545	212,537	206,085	311,492	362,178	480,113	264,706
寒川町	185,224	261,714	248,639	304,394	373,761	368,305	559,358	312,590
大磯町	174,486	229,125	284,982	294,045	343,354	361,156	500,817	311,311
二宮町	201,681	175,333	214,292	296,678	374,194	387,350	521,182	324,245
中井町	146,216	248,051	222,692	275,020	370,852	356,388	551,276	313,076
大井町	166,038	172,942	127,516	258,261	331,717	357,304	470,538	271,010
松田町	185,820	260,057	384,933	343,840	306,494	334,594	643,757	345,222
山北町	147,375	201,676	178,203	375,459	356,901	405,101	565,653	342,812
開成町	186,466	150,556	195,336	262,217	469,331	339,546	475,947	294,663
箱根町	323,277	189,615	227,113	283,538	338,763	477,645	571,450	337,932
真鶴町	273,041	158,509	330,755	184,568	386,524	406,426	607,086	344,379
湯河原町	122,958	201,690	227,893	340,031	297,662	340,650	574,757	303,927
愛川町	189,613	184,184	321,367	357,936	381,323	402,294	538,166	311,536
清川村	140,658	283,324	670,719	92,765	294,473	309,915	373,039	307,785
県平均	168,199	195,376	249,169	300,956	360,198	389,309	535,637	295,412
全国平均	169,322	204,584	262,177	317,152	374,414	376,794	528,787	291,446

疾病（県内上位 10 疾病）分類別医療費割合（平成 27 年度）

（単位：％）

	腎不全	糖尿病	高血圧性疾患	その他の 悪性新生物	その他の 心疾患
横浜市	6.44	5.03	4.82	4.80	4.51
川崎市	6.93	5.24	4.75	4.72	4.78
横須賀市	7.35	5.42	5.23	4.65	5.55
平塚市	6.84	5.97	5.09	4.86	4.68
鎌倉市	5.57	4.78	4.47	4.71	4.28
藤沢市	6.75	5.07	4.92	4.92	3.96
小田原市	5.47	5.41	5.68	4.12	5.48
茅ヶ崎市	6.76	5.78	4.98	4.79	3.50
逗子市	7.28	4.83	4.92	4.73	5.02
相模原市	8.66	5.01	4.75	4.63	4.04
三浦市	7.47	6.70	5.25	3.75	5.01
秦野市	7.12	5.53	5.04	4.40	3.75
厚木市	8.23	5.91	4.81	4.05	4.29
大和市	8.82	4.70	4.94	4.44	4.03
伊勢原市	8.06	5.53	4.68	4.11	5.07
海老名市	7.96	5.30	4.42	4.57	3.70
座間市	8.07	4.87	4.86	4.88	4.12
南足柄市	8.11	5.49	6.54	4.52	4.49
綾瀬市	9.00	5.26	4.71	4.53	3.94
葉山町	6.24	4.63	5.12	4.81	5.45
寒川町	8.43	5.74	5.45	3.76	4.27
大磯町	6.45	5.48	5.14	3.82	4.70
二宮町	6.09	5.06	5.56	4.21	4.81
中井町	8.38	6.02	5.56	3.31	4.97
大井町	4.24	5.20	7.42	6.42	3.70
松田町	8.57	5.65	5.81	7.02	3.50
山北町	7.71	5.72	6.84	4.85	3.58
開成町	8.52	6.25	6.98	4.59	3.30
箱根町	5.80	5.06	6.64	4.26	4.71
真鶴町	4.03	5.02	5.23	4.99	5.44
湯河原町	4.13	5.92	5.54	5.30	3.95
愛川町	10.10	5.88	5.17	6.93	4.07
清川村	0.63	7.50	5.43	3.67	4.93
県平均	6.89	5.19	4.90	4.68	4.48
全国平均	5.98	5.51	5.16	4.73	4.13

K D B データを活用し、県で作成。歯科診療分、現金給付分、紙レセプト分は含まず。

(単位：%)

	統合失調症、 統合失調型障害 及び妄想型障害	その他の 内分泌、栄養 及び代謝障害	その他の消化 器系の疾患	虚血性心疾患	その他の 眼及び 付属器の疾患
横浜市	4.16	3.99	3.33	2.97	2.84
川崎市	3.40	3.37	3.28	2.77	2.60
横須賀市	3.50	4.05	2.96	3.53	3.04
平塚市	4.76	3.88	3.14	2.92	2.85
鎌倉市	4.87	4.81	3.34	2.75	2.85
藤沢市	4.98	3.94	3.38	2.84	2.54
小田原市	6.12	4.17	3.17	3.19	2.51
茅ヶ崎市	3.85	4.21	3.71	2.83	2.64
逗子市	4.51	4.16	3.73	2.89	3.04
相模原市	4.23	3.64	3.47	2.65	2.61
三浦市	3.86	3.80	2.49	4.21	2.71
秦野市	6.55	3.87	3.76	2.24	2.38
厚木市	5.38	4.18	3.16	2.20	2.60
大和市	3.83	4.66	3.46	2.27	2.31
伊勢原市	5.30	4.73	3.55	2.31	2.37
海老名市	4.86	3.40	3.10	2.52	2.42
座間市	4.41	3.97	3.19	2.50	2.29
南足柄市	5.41	4.52	2.77	3.18	2.21
綾瀬市	4.37	3.34	3.50	2.21	2.15
葉山町	3.69	3.81	3.49	3.35	2.93
寒川町	5.22	4.38	3.77	2.17	2.46
大磯町	5.45	4.76	3.90	2.68	2.38
二宮町	4.85	3.89	2.83	2.48	2.66
中井町	4.75	4.76	3.44	2.58	2.52
大井町	3.89	3.68	3.52	3.30	2.35
松田町	4.62	3.50	3.82	3.18	2.58
山北町	6.61	3.78	2.74	2.33	2.19
開成町	4.98	5.68	2.62	4.24	3.14
箱根町	2.33	4.36	2.72	2.64	2.39
真鶴町	4.52	4.86	3.21	2.65	2.87
湯河原町	3.80	4.36	3.59	3.35	3.21
愛川町	4.34	3.18	3.53	2.25	2.24
清川村	8.29	3.76	3.87	1.06	2.46
県平均	4.14	3.92	3.34	2.84	2.68
全国平均	5.27	3.71	3.17	2.50	2.47

1人当たり高額医療費（80万円超）（平成25～27年度）

（単位：円）

	H25	H26	H27
横浜市	24,692	26,118	29,154
川崎市	24,122	24,747	27,691
横須賀市	26,790	28,390	31,648
平塚市	23,060	23,869	26,184
鎌倉市	25,654	26,035	30,120
藤沢市	21,804	22,833	25,008
小田原市	26,835	25,187	27,482
茅ヶ崎市	22,108	21,862	23,483
逗子市	25,074	26,747	28,923
相模原市	21,012	23,118	25,060
三浦市	26,316	27,095	29,085
秦野市	24,974	25,841	25,515
厚木市	24,311	22,506	24,751
大和市	21,060	21,918	24,257
伊勢原市	23,072	26,817	30,616
海老名市	25,812	24,657	25,736
座間市	23,990	21,474	23,208
南足柄市	23,797	24,419	30,273
綾瀬市	21,014	24,984	24,024
葉山町	24,542	23,945	27,594
寒川町	23,914	29,828	30,966
大磯町	23,440	26,719	29,614
二宮町	26,078	22,743	30,235
中井町	24,438	29,049	24,876
大井町	22,799	25,787	27,465
松田町	28,093	21,076	32,269
山北町	23,985	22,083	26,069
開成町	24,982	19,516	15,888
箱根町	23,823	27,821	29,153
真鶴町	28,638	22,441	40,083
湯河原町	24,686	25,701	30,918
愛川町	24,416	26,297	31,988
清川村	11,836	34,703	30,517
県平均	24,048	25,075	27,754

国保連からの提供データを活用し、県で作成。

1人当たり病院・診療所数と地域差指数（入院外・調剤）の相関関係（平成26年度）

1人当たり 病院・診療所数	0.0040～	0.0030～ 0.0040	0.0025～ 0.0030	0.0020～ 0.0025	0.0010～ 0.0020	～0.0010
地域差指数 平均（ ）	1.027	0.996	0.991	0.946	0.991	0.972
該当市町村数	2	4	10	8	8	1

1人当たり病床数と地域差指数（入院）の相関関係（平成26年度）

1人当たり 病床数	0.05～	0.04～ 0.05	0.03～ 0.04	0.03～ 0.02	0.02～ 0.01	～0.01
地域差指数 平均（ ）	0.925	0.895	0.883	0.858	0.882	0.896
該当市町村数	5	4	9	4	3	8

1人当たり歯科診療所数と地域差指数（歯科）の相関関係（平成26年度）

1人当たり 歯科診療所数	0.0025～	0.0020～ 0.0025	0.0015～ 0.0020	0.0010～ 0.0015	～0.0010
地域差指数 平均（ ）	1.078	1.048	0.976	0.981	0.885
該当市町村数	4	8	12	7	2

地域差指数平均は、各区分に該当している市町村の地域差指数を足しあげ、該当市町村数で除した数値を使用。

医療の提供状況（病院・診療所数）と地域差指数（入院外・調剤）（平成26年度）

	病院・診療所数	1人当たり 病院・診療所数	地域差指数 (入院外・調剤)
横浜市	3,049	0.00346	1.022
川崎市	980	0.00294	1.028
横須賀市	329	0.00277	1.083
平塚市	197	0.00265	0.969
鎌倉市	176	0.00371	1.001
藤沢市	377	0.00354	0.990
小田原市	161	0.00298	1.029
茅ヶ崎市	158	0.00249	0.951
逗子市	67	0.00405	1.027
相模原市	444	0.00216	0.968
三浦市	29	0.00169	1.077
秦野市	108	0.00226	0.912
厚木市	156	0.00238	0.997
大和市	191	0.00292	0.976
伊勢原市	63	0.00234	0.960
海老名市	88	0.00249	0.914
座間市	65	0.00175	0.966
南足柄市	27	0.00238	1.001
綾瀬市	31	0.00118	0.954
葉山町	18	0.00178	0.915
寒川町	26	0.00187	0.990
大磯町	19	0.00195	0.994
二宮町	22	0.00267	0.937
中井町	9	0.00287	1.035
大井町	11	0.00222	0.868
松田町	13	0.00395	0.971
山北町	6	0.00178	1.017
開成町	16	0.00401	1.027
箱根町	11	0.00278	0.982
真鶴町	2	0.00069	0.972
湯河原町	25	0.00268	0.928
愛川町	21	0.00148	1.016
清川村	3	0.00281	0.947

厚生労働省「医療施設調査」のデータを活用し、県で作成。

医療の提供状況（病床数）と地域差指数（入院）（平成26年度）

	病床数	1人当たり 病床数	地域差指数 (入院)
横浜市	28,713	0.03259	0.875
川崎市	11,179	0.03358	0.908
横須賀市	3,666	0.03086	0.899
平塚市	2,348	0.03159	0.856
鎌倉市	2,086	0.04396	0.802
藤沢市	3,127	0.02939	0.832
小田原市	2,286	0.04227	0.981
茅ヶ崎市	1,457	0.02297	0.787
逗子市	176	0.01063	0.882
相模原市	8,022	0.03910	0.861
三浦市	656	0.03829	0.914
秦野市	2,351	0.04917	0.897
厚木市	2,601	0.03962	0.916
大和市	1,672	0.02553	0.792
伊勢原市	1,422	0.05282	0.906
海老名市	1,043	0.00003	0.808
座間市	636	0.01713	0.830
南足柄市	398	0.03509	0.824
綾瀬市	216	0.00820	0.837
葉山町	89	0.00882	0.785
寒川町	311	0.02234	1.019
大磯町	358	0.03675	0.895
二宮町	0	0.00000	0.832
中井町	22	0.00702	0.917
大井町	30	0.00606	0.952
松田町	264	0.08032	0.856
山北町	19	0.00564	0.987
開成町	310	0.07764	0.733
箱根町	192	0.04855	0.898
真鶴町	15	0.00520	1.047
湯河原町	705	0.07558	0.939
愛川町	150	0.01059	0.935
清川村	325	0.30431	1.192

厚生労働省「医療施設調査」のデータを活用し、県で作成。

医療の提供状況（歯科診療所数）と地域差指数（歯科）（平成26年度）

	歯科診療所数	1人当たり 歯科診療所数	地域差指数 (歯科)
横浜市	2,070	0.00235	1.065
川崎市	731	0.00220	1.035
横須賀市	238	0.00200	1.041
平塚市	133	0.00179	0.991
鎌倉市	124	0.00261	1.070
藤沢市	275	0.00258	1.041
小田原市	115	0.00213	1.046
茅ヶ崎市	131	0.00206	1.026
逗子市	44	0.00266	1.113
相模原市	355	0.00173	0.999
三浦市	24	0.00140	0.912
秦野市	84	0.00176	0.968
厚木市	110	0.00168	0.949
大和市	138	0.00211	1.018
伊勢原市	49	0.00182	1.001
海老名市	58	0.00164	0.951
座間市	58	0.00156	1.048
南足柄市	18	0.00159	1.059
綾瀬市	27	0.00103	1.037
葉山町	12	0.00119	1.122
寒川町	19	0.00136	0.983
大磯町	16	0.00164	1.006
二宮町	20	0.00243	0.988
中井町	4	0.00128	0.999
大井町	8	0.00162	0.967
松田町	7	0.00213	1.162
山北町	4	0.00119	1.078
開成町	10	0.00250	1.087
箱根町	7	0.00177	0.918
真鶴町	3	0.00104	0.736
湯河原町	15	0.00161	0.853
愛川町	12	0.00085	0.800
清川村	1	0.00094	0.970

厚生労働省「医療施設調査」のデータを活用し、県で作成。

年齢階層別被保険者数割合（平成 27 年度）

(単位：%)

	0歳～ 4歳	5歳～ 9歳	10歳～ 14歳	15歳～ 19歳	20歳～ 24歳	25歳～ 29歳	30歳～ 34歳	35歳～ 39歳
横浜市	2.01	2.20	2.41	2.99	3.86	4.27	4.62	5.14
川崎市	2.27	2.41	2.64	3.12	4.37	5.09	5.57	5.90
横須賀市	1.96	2.33	2.56	2.87	3.20	3.19	3.73	4.37
平塚市	2.22	2.42	2.79	3.21	3.53	3.58	4.06	5.01
鎌倉市	1.84	2.08	2.22	2.43	2.40	2.68	3.65	5.05
藤沢市	2.21	2.62	2.86	3.00	3.25	3.47	4.38	5.36
小田原市	1.80	2.45	2.76	3.30	3.21	3.25	3.84	4.52
茅ヶ崎市	2.05	2.54	2.75	3.01	3.03	3.13	4.11	5.20
逗子市	2.05	2.27	2.60	2.69	2.60	2.68	3.55	4.75
相模原市	2.14	2.45	2.69	3.14	4.12	4.17	4.47	5.16
三浦市	1.81	2.58	3.14	3.63	3.51	3.22	3.53	4.21
秦野市	2.00	2.26	2.32	2.66	3.54	3.49	4.02	4.57
厚木市	2.35	2.79	2.96	3.37	3.84	3.88	4.31	5.14
大和市	2.40	2.48	2.68	3.19	3.87	4.47	4.80	5.25
伊勢原市	1.94	2.13	2.51	3.01	3.56	3.49	3.77	4.66
海老名市	1.91	2.24	2.55	3.05	3.50	3.93	4.56	5.25
座間市	2.18	2.33	2.46	3.13	3.86	4.12	4.40	5.20
南足柄市	1.86	2.09	2.53	3.34	3.05	2.94	3.55	4.06
綾瀬市	2.79	2.99	3.18	3.29	3.40	3.82	4.12	4.95
葉山町	2.31	3.46	3.43	3.23	2.46	2.18	3.13	4.89
寒川町	2.29	2.37	2.99	2.94	3.44	3.21	3.94	5.23
大磯町	1.67	1.91	2.31	2.76	2.30	2.60	3.69	4.18
二宮町	1.24	1.84	2.17	2.40	2.68	3.00	3.04	4.19
中井町	1.41	2.01	2.30	2.70	2.50	2.83	3.62	4.60
大井町	1.63	2.75	3.41	3.37	2.75	3.07	3.76	4.46
松田町	1.20	1.80	2.36	2.49	2.33	2.65	3.34	3.91
山北町	1.26	0.98	2.21	2.52	2.37	2.58	3.04	3.50
開成町	1.84	2.67	3.27	2.54	3.01	2.62	3.81	4.12
箱根町	1.58	2.27	2.35	2.11	2.87	3.58	3.95	4.06
真鶴町	2.01	1.80	2.11	2.92	2.96	2.22	3.59	3.63
湯河原町	1.71	2.37	2.67	3.41	2.79	2.19	3.08	4.03
愛川町	2.62	3.10	3.26	3.68	3.02	3.32	4.28	4.37
清川村	1.69	1.59	1.98	2.48	2.48	3.47	3.27	4.07
県平均	2.09	2.35	2.58	3.04	3.74	4.05	4.52	5.14
全国平均	2.18	2.48	2.74	3.19	3.51	3.70	4.23	4.84

出典：厚生労働省「国民健康保険実態調査」

(単位：%)

	40歳～ 44歳	45歳～ 49歳	50歳～ 54歳	55歳～ 59歳	60歳～ 64歳	65歳～ 69歳	70歳～ 74歳
横浜市	6.32	6.25	5.59	5.64	9.99	19.26	19.47
川崎市	6.91	6.72	6.06	5.92	9.64	16.97	16.39
横須賀市	5.61	5.18	4.49	5.01	10.65	21.36	23.48
平塚市	6.01	5.80	5.06	5.33	10.87	20.56	19.54
鎌倉市	6.50	6.46	6.06	5.66	10.16	20.65	22.16
藤沢市	6.64	6.29	5.30	5.43	10.13	19.57	19.49
小田原市	6.01	5.59	5.15	5.92	11.41	20.77	20.02
茅ヶ崎市	6.61	6.11	5.33	5.26	10.28	20.31	20.27
逗子市	6.28	6.03	5.67	5.81	9.69	20.72	22.61
相模原市	6.64	6.18	5.18	5.19	10.30	19.16	19.03
三浦市	5.62	5.71	5.61	6.28	12.07	20.02	19.06
秦野市	5.30	4.81	4.20	5.23	12.37	23.04	20.18
厚木市	6.45	5.80	4.74	5.15	10.81	20.15	18.27
大和市	6.66	6.48	5.37	5.51	9.50	18.54	18.81
伊勢原市	5.78	5.71	4.72	5.19	11.36	21.31	20.87
海老名市	6.40	6.09	4.78	4.82	8.57	21.44	20.91
座間市	6.71	6.36	5.23	5.18	10.13	19.28	19.42
南足柄市	5.32	5.67	4.69	5.56	12.88	21.08	21.38
綾瀬市	6.55	6.02	4.30	4.35	9.65	19.88	20.71
葉山町	7.37	7.01	5.78	5.52	9.38	19.28	20.58
寒川町	6.00	5.23	4.42	4.81	11.40	21.01	20.72
大磯町	5.26	5.38	4.74	5.69	11.76	23.26	22.50
二宮町	5.34	5.30	4.40	5.34	11.20	23.45	24.42
中井町	5.62	4.31	3.85	5.49	13.41	24.62	20.74
大井町	6.18	5.17	4.55	4.98	12.12	21.35	20.45
松田町	5.14	5.52	4.82	6.08	13.77	22.63	21.97
山北町	3.60	4.46	3.84	6.70	16.26	26.07	20.60
開成町	5.37	5.60	4.51	5.37	12.03	20.94	22.32
箱根町	4.64	5.09	5.38	7.25	11.91	22.56	20.40
真鶴町	5.32	5.60	6.30	5.77	12.43	21.44	21.93
湯河原町	5.36	5.49	5.72	6.24	11.60	21.15	22.19
愛川町	5.96	5.98	4.67	5.72	12.00	20.66	17.36
清川村	4.86	5.16	5.46	5.16	14.68	23.71	19.94
県平均	6.37	6.15	5.39	5.52	10.23	19.45	19.39
全国平均	5.78	5.44	5.17	6.03	11.78	20.27	18.67

1人当たり基準総所得金額（平成25～27年度）

（単位：円）

	H25	H26	H27
横浜市	914,695	939,402	937,668
川崎市	945,966	988,808	989,273
横須賀市	680,439	687,217	666,118
平塚市	737,510	745,045	745,273
鎌倉市	1,031,531	1,168,904	1,071,139
藤沢市	888,273	938,681	921,755
小田原市	730,306	745,517	818,069
茅ヶ崎市	885,517	914,306	847,863
逗子市	947,949	1,031,034	960,491
相模原市	814,709	837,092	814,024
三浦市	829,259	784,479	719,692
秦野市	771,498	779,569	745,972
厚木市	820,703	860,037	836,187
大和市	845,291	866,826	885,829
伊勢原市	827,033	817,091	806,423
海老名市	838,224	844,768	841,417
座間市	764,794	752,921	747,962
南足柄市	699,901	782,060	700,360
綾瀬市	783,550	794,577	779,528
葉山町	938,754	1,012,939	1,003,021
寒川町	766,444	799,214	769,700
大磯町	865,721	889,425	834,246
二宮町	778,136	793,492	760,321
中井町	808,246	851,571	792,156
大井町	735,435	775,160	780,643
松田町	706,242	763,406	820,845
山北町	687,568	730,010	685,002
開成町	769,162	788,709	755,265
箱根町	801,248	809,005	836,751
真鶴町	676,692	684,595	676,695
湯河原町	716,862	732,439	720,052
愛川町	725,399	740,864	743,431
清川村	816,713	798,404	772,260
県平均	868,474	896,336	886,458

出典：神奈川県「国民健康保険事業状況」

財政収支（平成 27 年度）

（単位：千円）

	歳入	歳出	差引収支	法定外繰入金	法定外繰入を除いた差引収支
横浜市	409,597,070	397,823,159	11,773,911	14,022,340	2,248,429
川崎市	150,787,836	149,497,202	1,290,634	8,712,374	7,421,741
横須賀市	60,425,774	55,677,832	4,747,943	2,384,971	2,362,972
平塚市	33,251,800	32,979,199	272,602	1,570,000	1,297,398
鎌倉市	21,740,538	21,266,664	473,874	610,316	136,442
藤沢市	48,354,547	46,090,726	2,263,822	1,180,000	1,083,822
小田原市	25,915,111	25,355,577	559,534	806,973	247,439
茅ヶ崎市	28,041,937	27,413,486	628,451	905,272	276,821
逗子市	7,832,467	7,634,767	197,700	369,254	171,554
相模原市	90,821,691	89,317,754	1,503,937	5,442,292	3,938,355
三浦市	7,987,877	7,986,030	1,847	303,947	302,100
秦野市	21,205,093	20,880,930	324,163	920,374	596,211
厚木市	29,062,006	28,581,326	480,680	1,380,000	899,320
大和市	28,882,770	28,184,308	698,462	1,340,000	641,538
伊勢原市	12,794,092	12,276,181	517,911	550,000	32,089
海老名市	15,097,589	14,907,729	189,860	620,060	430,200
座間市	16,226,643	16,139,165	87,478	1,043,331	955,852
南足柄市	5,390,683	5,237,791	152,892	8,266	144,626
綾瀬市	11,118,385	11,058,385	60,000	250,993	190,993
葉山町	4,420,880	4,253,589	167,291	70,000	97,291
寒川町	7,010,975	6,684,787	326,188	130,369	195,819
大磯町	4,670,996	4,456,740	214,257	147,817	66,440
二宮町	3,942,578	3,876,869	65,709	2,320	63,389
中井町	1,470,931	1,437,087	33,844	67,768	33,924
大井町	2,226,537	2,043,287	183,250	27,000	156,250
松田町	1,682,689	1,630,707	51,982	30,000	21,982
山北町	1,738,777	1,736,112	2,665	45,700	43,035
開成町	1,920,260	1,762,004	158,256	62,569	95,687
箱根町	2,042,958	1,968,359	74,599	130,714	56,115
真鶴町	1,566,452	1,458,656	107,796	0	107,796
湯河原町	4,966,913	4,517,444	449,469	0	449,469
愛川町	6,647,988	6,613,009	34,979	458,227	423,248
清川村	516,795	501,503	15,292	9,212	6,080
県計	1,069,359,639	1,041,248,363	28,111,275	43,602,460	15,491,184

出典：神奈川県「国民健康保険事業状況」
各項目において、千円以下を四捨五入した額を掲載。

1人当たり法定外繰入金額（平成25年度～平成27年度）

（単位：円）

	H25	H26	H27
横浜市	18,236	16,486	16,468
川崎市	23,165	20,880	27,098
横須賀市	24,966	24,338	20,801
平塚市	19,680	18,836	21,857
鎌倉市	22,320	11,680	13,324
藤沢市	9,181	10,149	11,479
小田原市	14,471	16,231	15,546
茅ヶ崎市	13,482	12,050	14,799
逗子市	37,126	26,977	23,017
相模原市	23,804	22,997	27,485
三浦市	18,156	11,742	18,307
秦野市	19,168	25,723	19,787
厚木市	20,954	24,480	21,811
大和市	22,124	20,214	21,250
伊勢原市	21,794	20,428	21,097
海老名市	17,294	11,577	18,212
座間市	27,803	30,792	29,201
南足柄市	3,582	716	750
綾瀬市	14,967	17,541	9,877
葉山町	5,793	6,937	7,158
寒川町	5,962	8,616	9,733
大磯町	32,040	15,583	15,657
二宮町	444	364	293
中井町	9,401	15,006	22,234
大井町	5,307	5,455	5,745
松田町	8,787	9,127	9,413
山北町	13,290	5,936	14,014
開成町	15,570	14,033	16,168
箱根町	2,322	2,285	34,218
真鶴町	0	288	0
湯河原町	0	50	0
愛川町	30,319	25,234	33,654
清川村	0	0	9,130
県平均	19,423	18,077	19,417
全国平均	11,274	11,213	-

厚生労働省「国民健康保険事業年報」のデータを活用し、県で作成。

保険料（税）の徴収方式及び算定方式（平成27年度）

	徴収方式	算定方式 (医療分)	算定方式 (後期分)	算定方式 (介護分)
横浜市	保険料	2方式	2方式	2方式
川崎市	保険料	2方式	2方式	2方式
横須賀市	保険料	3方式	3方式	3方式
平塚市	保険税	3方式	3方式	3方式
鎌倉市	保険料	3方式	3方式	3方式
藤沢市	保険料	3方式	3方式	3方式
小田原市	保険料	3方式	3方式	3方式
茅ヶ崎市	保険料	3方式	3方式	3方式
逗子市	保険料	3方式	3方式	3方式
相模原市	保険税	3方式	3方式	3方式
三浦市	保険税	3方式	2方式	3方式
秦野市	保険税	3方式	3方式	3方式
厚木市	保険料	3方式	3方式	3方式
大和市	保険税	3方式	3方式	3方式
伊勢原市	保険税	4方式	4方式	4方式
海老名市	保険税	3方式	3方式	3方式
座間市	保険税	3方式	3方式	3方式
南足柄市	保険税	3方式	3方式	3方式
綾瀬市	保険税	3方式	3方式	3方式
葉山町	保険料	3方式	3方式	3方式
寒川町	保険料	3方式	3方式	3方式
大磯町	保険税	4方式	2方式	2方式
二宮町	保険税	4方式	3方式	2方式
中井町	保険税	4方式	4方式	4方式
大井町	保険税	4方式	4方式	4方式
松田町	保険税	4方式	4方式	4方式
山北町	保険税	4方式	4方式	4方式
開成町	保険税	4方式	4方式	4方式
箱根町	保険料	3方式	3方式	3方式
真鶴町	保険税	4方式	4方式	4方式
湯河原町	保険料	4方式	4方式	4方式
愛川町	保険税	3方式	3方式	3方式
清川村	保険料	3方式	3方式	3方式

出典：神奈川県「国民健康保険事業状況」

賦課割合（医療分）（平成27年度）

（単位：％）

	所得割	資産割	均等割	平等割
横浜市	64.95	-	35.05	-
川崎市	67.75	-	32.25	-
横須賀市	52.48	-	23.27	24.25
平塚市	51.88	-	30.97	17.15
鎌倉市	66.30	-	24.97	8.73
藤沢市	58.35	-	28.00	13.65
小田原市	61.15	-	25.36	13.49
茅ヶ崎市	60.26	-	22.16	17.58
逗子市	69.50	-	21.71	8.79
相模原市	55.72	-	30.27	14.01
三浦市	57.32	-	33.37	9.31
秦野市	56.65	-	26.67	16.68
厚木市	56.59	-	27.14	16.27
大和市	62.87	-	23.18	13.95
伊勢原市	54.37	2.86	26.30	16.47
海老名市	54.44	-	31.63	13.93
座間市	53.68	-	29.65	16.67
南足柄市	52.83	-	28.25	18.92
綾瀬市	60.67	-	24.26	15.07
葉山町	65.42	-	23.44	11.14
寒川町	54.52	-	29.16	16.32
大磯町	54.71	4.60	24.11	16.58
二宮町	52.66	3.23	29.02	15.09
中井町	47.43	9.25	26.89	16.43
大井町	43.99	10.07	28.48	17.46
松田町	44.18	11.79	26.38	17.65
山北町	38.26	10.99	25.37	25.38
開成町	40.54	15.53	26.59	17.34
箱根町	55.43	-	25.11	19.46
真鶴町	41.40	8.90	32.36	17.34
湯河原町	43.99	10.00	30.44	15.57
愛川町	56.60	-	26.25	17.15
清川村	55.33	-	34.48	10.19

出典：神奈川県「国民健康保険事業状況」

賦課割合（後期分）（平成 27 年度）

（単位：％）

	所得割	資産割	均等割	平等割
横浜市	65.04	-	34.96	-
川崎市	69.07	-	30.93	-
横須賀市	52.80	-	23.09	24.11
平塚市	50.92	-	32.58	16.50
鎌倉市	68.67	-	23.19	8.14
藤沢市	54.30	-	32.08	13.62
小田原市	62.82	-	24.28	12.90
茅ヶ崎市	59.27	-	22.74	17.99
逗子市	71.91	-	20.05	8.04
相模原市	53.99	-	35.96	10.05
三浦市	58.60	-	41.40	-
秦野市	59.92	-	24.64	15.44
厚木市	56.91	-	26.94	16.15
大和市	62.10	-	23.22	14.68
伊勢原市	56.23	3.02	24.98	15.77
海老名市	54.03	-	31.55	14.42
座間市	66.33	-	19.67	14.00
南足柄市	51.84	-	28.87	19.29
綾瀬市	57.71	-	26.84	15.45
葉山町	70.93	-	19.58	9.49
寒川町	55.53	-	28.42	16.05
大磯町	64.75	-	35.25	0.00
二宮町	65.02	-	24.06	10.92
中井町	46.72	7.23	30.19	15.86
大井町	51.19	7.50	26.08	15.23
松田町	53.65	5.28	26.09	14.98
山北町	38.03	7.04	38.94	15.99
開成町	47.06	13.59	25.02	14.33
箱根町	55.48	-	25.07	19.45
真鶴町	41.10	8.95	32.49	17.46
湯河原町	38.86	10.01	35.60	15.53
愛川町	48.04	-	31.24	20.72
清川村	54.97	-	34.53	10.50

出典：神奈川県「国民健康保険事業状況」

賦課割合（介護分）（平成 27 年度）

（単位：％）

	所得割	資産割	均等割	平等割
横浜市	66.95	-	33.05	-
川崎市	68.84	-	31.16	-
横須賀市	53.80	-	23.05	23.15
平塚市	51.77	-	27.57	20.66
鎌倉市	69.73	-	21.89	8.38
藤沢市	58.15	-	28.39	13.46
小田原市	60.12	-	26.19	13.69
茅ヶ崎市	61.59	-	21.91	16.50
逗子市	70.63	-	20.84	8.53
相模原市	53.88	-	28.00	18.12
三浦市	55.80	-	38.54	5.66
秦野市	59.72	-	21.56	18.72
厚木市	56.48	-	27.13	16.39
大和市	56.75	-	27.91	15.34
伊勢原市	57.91	2.49	21.97	17.63
海老名市	54.68	-	31.64	13.68
座間市	57.54	-	25.68	16.78
南足柄市	50.77	-	29.94	19.29
綾瀬市	61.90	-	20.98	17.12
葉山町	70.02	-	20.67	9.31
寒川町	55.59	-	28.31	16.10
大磯町	61.07	-	38.93	-
二宮町	54.84	-	45.16	-
中井町	47.84	6.98	26.80	18.38
大井町	50.94	7.23	24.58	17.25
松田町	50.50	7.83	22.45	19.22
山北町	49.92	7.80	20.48	21.80
開成町	48.08	9.70	22.73	19.49
箱根町	54.15	-	25.56	20.29
真鶴町	44.82	8.41	30.92	15.85
湯河原町	45.13	9.88	29.85	15.14
愛川町	54.92	-	26.38	18.70
清川村	55.00	-	34.64	10.36

出典：神奈川県「国民健康保険事業状況」

1人あたり保険料（税）額等（平成27年度）

（単位：円）

	1人あたり保険料（税）	1世帯あたり保険料（税）	1世帯あたり所得
横浜市	100,555	159,015	949,272
川崎市	104,905	166,049	999,178
横須賀市	94,146	153,603	681,538
平塚市	91,023	153,507	762,522
鎌倉市	99,073	158,380	1,097,373
藤沢市	106,692	177,604	950,842
小田原市	102,776	170,717	834,620
茅ヶ崎市	100,696	169,667	877,339
逗子市	96,840	156,961	986,079
相模原市	92,510	153,206	823,972
三浦市	95,637	174,145	745,878
秦野市	89,176	150,765	781,581
厚木市	101,260	172,224	862,063
大和市	96,501	158,334	891,373
伊勢原市	98,516	167,143	843,381
海老名市	91,326	154,067	866,899
座間市	80,545	131,869	773,953
南足柄市	108,387	181,871	727,986
綾瀬市	89,314	156,340	799,337
葉山町	100,223	174,236	1,024,883
寒川町	113,139	195,358	801,922
大磯町	101,118	170,383	857,171
二宮町	95,891	159,356	791,215
中井町	96,035	172,489	843,041
大井町	101,606	178,589	799,358
松田町	94,105	155,961	882,016
山北町	104,818	176,647	744,163
開成町	97,619	168,130	788,774
箱根町	106,431	163,873	854,295
真鶴町	113,269	191,155	690,044
湯河原町	127,372	210,247	717,326
愛川町	92,822	165,146	771,806
清川村	101,650	180,254	784,554
県平均	99,312	161,079	934,482

厚生労働省「国民健康保険事業年報」のデータを活用し、県で作成。

口座振替・特別徴収世帯割合の推移

(単位：%)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
横浜市	52.3	53.7	54.4
川崎市	44.9	46.1	44.3
横須賀市	58.2	60.1	59.9
平塚市	53.4	55.3	54.3
鎌倉市	59.1	60.8	59.9
藤沢市	55.7	57.4	56.7
小田原市	55.0	56.7	54.8
茅ヶ崎市	56.6	57.8	50.0
逗子市	55.4	56.7	56.1
相模原市	45.2	46.4	45.7
三浦市	51.2	53.4	52.0
秦野市	56.3	58.8	59.1
厚木市	47.6	49.1	47.8
大和市	47.5	49.5	49.5
伊勢原市	42.8	45.1	45.4
海老名市	55.3	48.4	42.0
座間市	34.8	36.0	33.7
南足柄市	75.1	53.7	54.3
綾瀬市	42.5	44.1	44.2
葉山町	51.0	59.1	57.7
寒川町	51.0	53.7	53.8
大磯町	47.3	48.4	47.3
二宮町	59.3	67.0	67.2
中井町	68.0	75.6	76.8
大井町	65.1	68.2	66.3
松田町	57.5	55.7	55.6
山北町	78.0	80.5	79.8
開成町	72.6	73.8	72.5
箱根町	33.8	36.4	36.4
真鶴町	47.5	49.7	48.1
湯河原町	57.3	57.8	56.9
愛川町	44.3	45.7	44.7
清川村	64.8	68.3	68.3
県平均	50.8	52.1	51.5

出典：神奈川県調べ

収納率の推移（平成 25 年度～平成 27 年度）

（単位：％）

	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
	現年度分	滞繰分	現年度分	滞繰分	現年度分	滞繰分
横浜市	91.50	23.94	92.51	22.35	93.92	24.30
川崎市	91.53	20.64	92.96	23.76	93.91	27.84
横須賀市	90.31	25.41	90.24	23.98	90.66	26.76
平塚市	88.72	9.21	88.67	9.87	89.03	12.08
鎌倉市	92.91	25.69	93.29	24.35	94.12	27.00
藤沢市	90.19	19.59	90.64	17.96	90.89	17.74
小田原市	88.93	13.71	89.69	16.54	92.03	22.66
茅ヶ崎市	91.17	20.17	91.78	20.49	92.29	20.98
逗子市	93.81	17.23	93.63	17.29	93.01	18.89
相模原市	87.14	13.78	87.50	14.50	88.72	14.13
三浦市	89.72	22.07	90.38	24.25	90.53	24.40
秦野市	91.40	15.02	91.24	16.04	91.04	14.87
厚木市	88.89	15.67	89.51	18.29	89.83	21.65
大和市	87.44	18.04	88.37	19.12	88.87	20.29
伊勢原市	89.77	12.04	90.20	14.17	90.82	17.09
海老名市	89.68	8.72	89.98	9.61	90.88	10.74
座間市	87.24	12.38	88.39	14.19	88.97	14.68
南足柄市	87.80	25.33	89.44	25.27	91.45	20.67
綾瀬市	92.45	14.89	92.45	15.85	92.20	15.97
葉山町	91.65	26.49	92.18	27.25	93.10	33.32
寒川町	92.87	23.85	93.34	24.77	92.58	24.90
大磯町	93.33	12.38	92.59	15.15	93.55	21.30
二宮町	92.76	21.48	92.56	20.96	92.98	22.64
中井町	95.20	17.23	94.51	19.46	96.07	16.78
大井町	92.24	16.66	92.86	24.00	93.02	22.45
松田町	93.75	25.93	94.53	25.91	95.21	27.53
山北町	95.03	17.90	94.40	18.60	95.73	18.10
開成町	93.70	15.55	94.11	14.49	94.36	14.82
箱根町	87.34	28.26	87.31	32.18	86.93	27.16
真鶴町	92.04	15.92	91.63	13.94	91.76	16.61
湯河原町	90.06	18.05	90.09	17.78	91.60	16.61
愛川町	89.22	15.18	91.42	16.16	92.11	20.03
清川村	94.21	22.35	93.85	21.27	95.02	19.69
県平均	90.65	19.08	91.44	19.17	92.40	20.58

出典：神奈川県「国民健康保険事業状況」

滞納世帯数等の状況（平成 27 年度）

	世帯数	滞納世帯数	滞納世帯割合	資格証明書 交付世帯数	資格証明書 交付世帯割合
横浜市	532,456	75,111	14.1%	177	0.1%未満
川崎市	201,267	26,229	13.0%	5,779	2.9%
横須賀市	69,182	7,627	11.0%	1,138	1.6%
平塚市	41,935	11,435	27.3%	37	0.1%
鎌倉市	28,119	3,853	13.7%	-	-
藤沢市	61,131	9,996	16.4%	390	0.6%
小田原市	30,669	4,833	15.8%	3	0.1%未満
茅ヶ崎市	35,797	6,499	18.2%	25	0.1%
逗子市	9,762	1,344	13.8%	20	0.2%
相模原市	118,247	34,908	29.5%	241	0.2%
三浦市	8,976	2,165	24.1%	99	1.1%
秦野市	27,293	4,570	16.7%	421	1.5%
厚木市	36,628	9,651	26.3%	136	0.4%
大和市	37,894	12,245	32.3%	141	0.4%
伊勢原市	15,173	2,376	15.7%	21	0.1%
海老名市	19,870	5,284	26.6%	240	1.2%
座間市	21,508	5,918	27.5%	66	0.3%
南足柄市	6,464	1,122	17.4%	-	-
綾瀬市	14,335	3,158	22.0%	201	1.4%
葉山町	5,506	850	15.4%	3	0.1%
寒川町	7,631	1,426	18.7%	160	2.1%
大磯町	5,520	608	11.0%	-	-
二宮町	4,723	372	7.9%	96	2.0%
中井町	1,678	145	8.6%	-	-
大井町	2,635	292	11.1%	-	0.6%
松田町	1,873	277	14.8%	24	1.3%
山北町	1,902	221	11.6%	-	-
開成町	2,258	319	14.1%	-	-
箱根町	2,421	721	29.8%	1	0.1%未満
真鶴町	1,627	318	19.5%	-	-
湯河原町	5,270	1,300	24.7%	-	-
愛川町	7,524	1,263	16.8%	-	-
清川村	552	29	5.3%	11	2.0%
県計	1,367,826	236,465	17.3%	9,446	0.7%

出典：神奈川県調べ

レセプト点検に係る被保険者1人当たり財政効果（平成27年度）

	効果額（円）	割合 （％）	内容点検		資格点検	
			（円）	割合（％）	（円）	割合（％）
横浜市	918	0.34	220	0.08	698	0.26
川崎市	1,227	0.47	491	0.19	736	0.28
横須賀市	1,397	0.48	325	0.11	1,072	0.36
平塚市	1,199	0.45	335	0.13	864	0.32
鎌倉市	2,033	0.73	496	0.18	1,537	0.55
藤沢市	2,279	0.88	520	0.20	1,759	0.68
小田原市	1,152	0.40	334	0.12	818	0.28
茅ヶ崎市	2,202	0.85	896	0.35	1,306	0.51
逗子市	1,925	0.76	475	0.19	1,450	0.57
相模原市	1,201	0.47	425	0.16	776	0.30
三浦市	589	0.21	51	0.02	538	0.19
秦野市	1,774	0.68	500	0.19	1,274	0.48
厚木市	788	0.30	272	0.11	516	0.20
大和市	1,301	0.50	323	0.12	978	0.37
伊勢原市	2,278	0.82	411	0.15	1,867	0.67
海老名市	954	0.38	220	0.09	734	0.30
座間市	1,524	0.57	445	0.17	1,079	0.41
南足柄市	1,615	0.56	634	0.22	981	0.34
葉山町	1,989	0.82	385	0.16	1,604	0.66
寒川町	551	0.19	300	0.11	251	0.09
綾瀬市	2,037	0.80	699	0.27	1,338	0.53
大磯町	1,358	0.49	397	0.14	961	0.34
二宮町	776	0.27	567	0.20	209	0.07
中井町	1,686	0.67	56	0.02	1,630	0.65
大井町	434	0.20	409	0.18	25	0.01
松田町	2,548	0.91	382	0.14	2,166	0.78
山北町	732	0.26	59	0.02	673	0.24
開成町	1,134	0.46	415	0.17	719	0.29
箱根町	1,668	0.55	621	0.20	1,047	0.34
真鶴町	2,586	0.81	942	0.30	1,644	0.52
湯河原町	421	0.15	354	0.13	67	0.02
愛川町	399	0.14	383	0.14	16	0.01
清川村	481	0.17	481	0.17	0	0
県平均	1,221	0.45	357	0.13	864	0.32

出典：神奈川県調べ

特定健康診査の受診率（平成 25 年度～平成 27 年度）

（単位：％）

	H25	H26	H27
横浜市	20.4	21.5	21.9
川崎市	22.9	24.5	25.5
横須賀市	24.5	28.5	29.3
平塚市	29.6	31.7	33.0
鎌倉市	33.2	32.9	33.7
藤沢市	41.9	41.9	42.6
小田原市	23.2	24.4	25.9
茅ヶ崎市	35.4	36.5	36.5
逗子市	30.7	31.2	32.3
相模原市	22.1	24.5	26.4
三浦市	19.0	19.8	21.4
秦野市	33.1	34.0	34.6
厚木市	32.0	31.3	32.1
大和市	34.5	35.1	34.8
伊勢原市	34.8	36.9	36.8
海老名市	29.0	30.6	30.5
座間市	27.1	27.7	28.9
南足柄市	28.9	29.3	30.3
綾瀬市	33.7	35.1	36.0
葉山町	23.7	26.2	27.5
寒川町	32.4	35.2	35.9
大磯町	25.8	26.8	29.0
二宮町	36.1	35.8	37.8
中井町	26.2	30.0	29.8
大井町	23.4	23.8	23.5
松田町	25.1	25.5	28.6
山北町	27.0	27.7	32.0
開成町	35.8	37.9	39.1
箱根町	30.9	31.8	33.9
真鶴町	29.5	29.7	27.8
湯河原町	21.8	21.7	23.2
愛川町	35.1	36.6	37.1
清川村	44.5	43.0	44.9
県平均	25.2	26.5	27.2

出典：神奈川県調べ

特定保健指導の実施率（平成 25 年度～平成 27 年度）

（単位：％）

	H25	H26	H27
横浜市	4.7	5.9	5.0
川崎市	7.1	6.0	5.5
横須賀市	1.4	3.2	16.6
平塚市	8.0	13.4	16.8
鎌倉市	20.6	17.9	18.0
藤沢市	6.3	5.6	7.5
小田原市	17.4	17.3	18.5
茅ヶ崎市	10.0	8.7	9.5
逗子市	18.3	22.6	15.3
相模原市	28.1	23.9	25.0
三浦市	42.2	32.4	29.4
秦野市	18.0	23.0	18.0
厚木市	17.8	13.1	16.5
大和市	23.1	23.9	29.4
伊勢原市	13.4	16.0	15.1
海老名市	14.1	13.3	10.7
座間市	7.7	8.0	7.9
南足柄市	11.9	16.3	5.0
綾瀬市	12.3	11.8	11.3
葉山町	19.4	21.6	18.7
寒川町	13.8	17.0	22.2
大磯町	10.3	13.1	13.3
二宮町	54.5	43.1	29.1
中井町	18.8	20.4	16.1
大井町	13.6	17.9	7.4
松田町	11.8	23.4	29.3
山北町	43.1	15.8	27.5
開成町	66.7	72.8	82.4
箱根町	30.1	7.1	17.3
真鶴町	11.8	8.4	7.8
湯河原町	6.7	18.1	9.3
愛川町	20.2	24.1	11.7
清川村	50.9	69.6	64.7
県平均	10.9	10.9	11.6

出典：神奈川県調べ

後発医薬品（ジェネリック医薬品）使用割合の推移（新指標）（平成28年）（単位：％）

	平成28年1月	平成28年8月	平成28年12月
横浜市	62.6	66.7	68.0
川崎市	62.8	66.9	68.3
横須賀市	61.3	65.8	66.8
平塚市	61.3	65.6	67.9
鎌倉市	59.4	64.0	65.1
藤沢市	60.3	65.1	65.9
小田原市	55.5	60.8	63.2
茅ヶ崎市	62.5	66.8	68.3
逗子市	56.9	60.7	62.9
相模原市	60.5	65.8	67.2
三浦市	60.2	63.5	65.6
秦野市	59.5	62.2	62.8
厚木市	52.9	57.2	58.9
大和市	63.5	68.1	69.9
伊勢原市	53.7	56.4	58.3
海老名市	60.6	64.6	66.1
座間市	62.8	66.3	68.4
南足柄市	60.3	65.6	66.8
綾瀬市	63.6	68.5	68.9
葉山町	64.0	67.2	69.5
寒川町	63.6	71.0	72.0
大磯町	56.2	60.8	64.0
二宮町	58.0	60.9	63.1
中井町	64.3	67.8	67.7
大井町	61.1	65.2	67.3
松田町	59.6	68.3	70.0
山北町	65.8	69.5	69.9
開成町	60.3	67.5	68.3
箱根町	57.0	61.6	63.1
真鶴町	64.7	66.6	69.1
湯河原町	63.9	68.4	69.1
愛川町	59.4	63.9	65.8
清川村	47.4	62.4	69.4
県平均	61.4	65.7	67.2

出典：国保連集計資料

新指標：後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を分母とした後発医薬品の数量シェア

医療費適正化計画に係る取組状況（平成 28 年度）

	データヘルス計画策定状況	医療費通知の送付	糖尿病等重症化予防	個人へのインセンティブの提供	重複服薬者に対する取組	後発医薬品差額通知の送付	地域包括ケア推進の取組
横浜市							
川崎市							
横須賀市							
平塚市							
鎌倉市							
藤沢市							
小田原市							
茅ヶ崎市							
逗子市							
相模原市							
三浦市							
秦野市							
厚木市							
大和市							
伊勢原市							
海老名市							
座間市							
南足柄市							
綾瀬市							
葉山町							
寒川町							
大磯町							
二宮町							
中井町							
大井町							
松田町							
山北町							
開成町							
箱根町							
真鶴町							
湯河原町							
愛川町							
清川村							

出典：神奈川県調べ